

全救協

2015

No. 147

● メッセージフロムエディター 1

危険予知能力を高める

● 特集 2~32

第38回全国救護施設研究協議大会 報告

● 制度改革関係情報 33~34

- ・「社会保障審議会福祉部会報告書」がまとまる
- ・全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）が開催される

● ブロックだより 35~37

- ・北陸中部地区救護施設協議会
- ・近畿地区救護施設協議会

● 行動指針レポート 38~42

- ・東北地区救護施設協議会
- ・中国四国地区救護施設協議会
- ・九州地区救護施設協議会

● 福島県浪江ひまわり荘への訪問レポート 43

● 活動日誌（平成26年11月~平成27年3月） 44

Message from Editor

危険予知能力を高める

総務・財政・広報委員／友愛会银杏寮 本山雅徳

平成26年は豪雨、噴火、大型台風等の自然災害により、多くの方達が被害を受けられ、大変につらい思いをした1年でした。また、交通事故など、人が人を傷つける人災も少なからずあり、私達の生活環境は危険と隣り合わせになっていると言えます。

こうした中、利用者が安全な環境で安心して快適な生活を送るためには自助努力に加え、施設が一丸となり、リスクマネジメントに取り組むことが重要です。

これまでも当施設ではリスクマネジメント委員会がありましたが、平成25年度に指導員、介護職員、看護師、調理員の各職種から委員を選任し、委員会メンバーを改めました。毎月、委員会では職員が受付箱に投函したヒヤリ・ハット等事案を集計し、その結果を施設長が確認し、アドバイスしています。そして、委員会での再整理後、職員会議で報告し、全職員に周知しています。平成25年度の集計では、軽微な事故が20数件、ヒヤリ・ハットが270数件あり「ハインリッヒの法則」に近い数字が出ています。事故が起こったことを責めるのではなく、危険予知能力を高めるトレーニングのひとつと考え、他法人にならって、年度末までの提出件数が一番多かった職員に奨励賞を贈りました。

これからは施設利用者が次第に高齢化していき、ご本人の思うようには身体も動かなくなってくると思います。それゆえに、職員が危険予知能力を高め、通り道に危険なものはないか、出入口に段差はないか、滑りやすいところはないか等、転倒事故防止に努めるとともに、例えば異物誤嚥が起きないように、全職員で安全・安心な環境が提供できるようにこれからも努めていきます。

特集 | 第38回全国救護施設研究協議大会報告 —救護施設が取り組む生活困窮者支援の推進に向けて—

平成26年10月23日（木）～24日（金）、愛知県名古屋市のメルパルクNAGOYAを会場に、第38回全国救護施設研究協議大会が開催されました。全国から救護施設の関係者580名が集まり、2日間にわたり救護施設が取り組む生活困窮者支援の推進を中心に据えて、多くの熱心な討議や意見交換等が行われました。

一日目は、開会式、永年勤続功労者表彰、基調報告、厚生労働省社会・援護局保護課による行政説明を行った後、5つの分科会に分かれての実践発表・グループ討議がありました。

二日目は、社会保障審議会福祉部会長であり、慶應義塾大学名誉教授の田中滋氏より「これからの社会福祉法人の在り方」をテーマに特別講演をいただき、中京大学スポーツ科学部教授湯浅景元氏から「一流スポーツ選手に学ぶ健康法～睡眠・食事・運動～」をテーマに記念講演があり、2日間の大会の幕を閉じました。

本号の特集にて、2日間の大会概要をご報告します。

日 程

10月23日(木)

9:30～10:00 開会式

- 開会宣言
北陸・中部地区救護施設協議会会長・大会実行委員長 木間幸生
- 黙祷
(去る10月3日にお亡くなりになった本会顧問の松島粧助様に哀悼の意を表し、黙祷を捧げました)
- 主催者挨拶
全国救護施設協議会会長 大西豊美
- 平成26年度永年勤続功労者表彰
- 来賓挨拶
 - ①愛知県知事 大村秀章氏
(代読：愛知県健康福祉部長 伊藤輝明氏)
 - ②名古屋市長 河村たかし氏
(代読：名古屋市健康福祉局副局長 堀崎亘氏)

10:15～11:00 基調報告

全国救護施設協議会会長 大西豊美

11:00～12:00 行政説明

厚生労働省社会・援護局保護課 課長補佐
川久保重之氏

13:00～17:00 分科会

- 第1分科会「行動指針に掲げる事業への取り組み」
- 第2分科会「利用者主体の個別支援の取り組み」
- 第3分科会「地域生活支援への取り組み」
- 第4分科会「サービス等の向上に向けての評価への取り組み」
- 第5分科会「利用者のQOL（生活の質）を高める支援」

18:00～20:00 情報交換会



開会宣言をする木間幸生大会実行委員長

10月24日（金）

9：15～10：15 特別講演

- 「これからの社会福祉法人の在り方」
慶應義塾大学 名誉教授 田中滋氏

10：30～11：50 記念講演

- 「一流スポーツ選手に学ぶ健康法～睡眠・食事・運動～」
中京大学スポーツ科学部教授 湯浅景元氏

11：50～12：00 閉会式

- 時期開催地挨拶
北海道地区救護施設協議会理事 福嶋拓明
- 閉会挨拶
大会実行委員会副委員長 義卜昭雄

開会式

主催者挨拶

全国救護施設協議会会長 大西 豊美



平成26年度の全国救護施設協議大会を、ここ愛知県で開催し、全国から580名のご参加をいただきました

た。まことに喜ばしく、心よりお礼を申し上げます。

本大会の開催にあたり、厚生労働省をはじめ、愛知県、名古屋市の行政ご当局、ならびに社会福祉協議会の皆様にご多大なご支援、ご指導を賜り、その上公務ご多忙のなか、今回の開会式にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げたいと思います。

本日は、82名の方が永年勤続者として表彰を受けられることになっております。永年にわたり施設関係者の方々に、献身的なサービスを提供していただき、本当にありがとうございます。その間、何かとご苦勞があったらと思いますが、これからも十分健康に留意され、なお一層のご活躍を祈念いたしております。

さて、平成26年度は「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」の中間年です。先般、皆様のお取り組み状況を確認させていただくために、アンケートを実施しました。お忙しい中にご協力いただきましてありがとうございました。詳しい内容については、この後の基調報告の中でお話いたします。

社会保障審議会福祉部会等で社会福祉法人の在り方が議論されていることは、皆様ご承知のとおりです。こうした中、地域公益活動の徹底、ガバナンスの強化、運営の透明性を確保するとともに、社会福祉法人、とりわけ全国救護施設協議会は一致団結して、生活困窮者の自立支援に向けて、さらなる取り組みを行い、日本の福祉の増進に貢献したいと思います。

充実した大会になりますよう心からお祈り申し上げます。開会のご挨拶といたします。

.....

全国社会福祉協議会常務理事 寺尾 徹



第38回の全国救護施設研究協議大会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日ご参集の皆様方は日頃から救護施設の現場において、様々な利用者を支援され、ご尽力されていると存じています。心から敬意を表する次第です。また本日、82名の方が永年勤続表彰を受賞されます。まことにおめでとうございます。

さて、わが国の経済、雇用情勢は厳しいものが続いており、生活保護受給者が216万人を超えて、増加傾向を示しています。こうした状況に対応するべく、全救協におかれましては、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を平成25年度から策定されており、積極的にこれからも取り組んでいただきたいと思っております。

これから特に都市部におきまして、高齢化が急激に進展すると言われております。皆様方の救護施設において、精神疾患をお持ちの方ですとか、認知症の方々がおられ、ますます支援の専門性を必要とするようになってきたと伺っています。これからも、地域において、本当に困った方々を支援し続けていただきたいと思っております。

大会開催にあたりましてご尽力いただきました、北陸中部地区救護施設協議会の皆様、関係者の皆様方のご尽力に心から御礼を申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

平成26年度全国救護施設永年勤続功労者表彰

開会式の中で、平成26年度の全国救護施設協議会永年勤続功労者への表彰が行われました。この表彰は20年以上の長きにわたり、救護施設職員としてご尽力されました方々の功労に表意を表すためのもので、本年度は全国で57施設の82名の皆様を受賞されました。

受賞者を代表して、新潟県有明荘の長沼淳子様には表彰状と記念品が全救協大西会長から贈られました。



大西会長から表彰状が授与される長沼淳子様

来賓挨拶

愛知県知事 大村 秀章氏

(代読：愛知県健康福祉部長 伊藤 輝明氏)



本日、全国各地より関係者の皆様多数ご出席の下、第38回全国救護施設研究協議大会がこのように盛大に開催されますことをまことに喜ばしく思いますとともに、心から歓迎いたします。

ご参集の皆様方におかれましては、平素からそれぞれの地域における生活保護の最前線の現場におきまして、施設の利用者の方々に対するサービスの充実や地域福祉の向上のため、多大なご尽力をされておられることに対し、深く敬意を表する次第です。

また、先ほど永年勤続功労者の表彰を受けられた皆様におかれましては、心からお祝いを申し上げますとともに、豊富な知識と経験を生かし、今後ますますご活躍をされますことをご期待申し上げます。

現在、わが国はこれまでどの国も経験したことのない超高齢社会、少子、人口減少社会へと向かう中で、社会構造の大きな変化のときを迎えています。生活保護制度についても63年度ぶりの抜本的な見直しが行われ、平成26年の7月に就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化を柱とした、生活保護法一部改正法が施行となりましたが、被保護者を含め、急増する高齢者をいかに地域社会の中で支えあっていくかが喫緊の課題となっております。

愛知県では、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施等を盛り込んだ生活困窮者自立支援制度の平成27年度本格実施に向け、県内の一部地域において、モデル事業に取り組んでいるところです。こうしたなか、救護施設について、これまでのような精神あるいは知的、身体に障害のある方などが、健康に安心して暮らせ

る施設としてだけでなく、施設利用者の地域移行支援や退所者に対する生活相談など、その役割はますます多様かつ重要なものになると思います。

それだけに本大会が「救護施設が取り組む生活困窮者支援の推進に向けて」というテーマのもとに開催されますことは、まことに意義深いものと感じております。

全国救護施設協議会のますますのご発展とご参加の皆様のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして私のお祝いの言葉とさせていただきます。

.....

名古屋市長、河村たかし氏

(代読：名古屋市健康福祉局副局長 堀崎 亘氏)



本日、関係の皆様方のご臨席のもと、第38回全国救護施設研究協議大会が盛大に開催されましたことを心からお祝い申し上げますとともに、全国各地からお越しいただきました皆様方に、名古屋市民を代表して心から歓迎申し上げます。また、ただいま永年勤続功労者表彰を受けられました皆様には、これまで福祉の第一線でご尽力してこられ、心から敬意を表する次第です。今後とも健康にご留意され、なお一層のご活躍を祈念申し上げます。

さて、救護施設の体系は、昭和25年、生活保護法の施行に伴い保護施設として現在に至る訳ですが、

それ以前から施設を運営されてこられたところも多く、長い間、福祉の中核を成してこられました。私は、常々から救護施設こそ、最後のセーフティネットとっております。戦後福祉が充実し、年齢や障害など生活の状況に応じ、様々なサービスがきめ細かく提供されておりますが、制度の狭間で利用の対象とならないこともあります。

一方、救護施設は障害の種類や程度に関係なく、また手帳を所持されていない方も含め、日常生活を営むことが困難な要保護者の方に広く門戸を開けており、まさしく最後のセーフティネットとして重要な役割を今まで担ってきました。そして、今後もその役割は変わるものではないと考えています。

生活困窮者制度は、今、大きな節目を迎えております。生活保護法の改正に続き、いよいよ来年4月には生活困窮者自立支援法が施行されます。本市では、この施行に向けて、自立相談支援、就労準備支援及び家計相談支援のモデル事業を平成26年7月に開始したところです。

全国救護施設協議会におかれましても、本大会のテーマであります、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の推進」については、平成25年4月の「行動指針」に引き続き、平成26年5月には「行動指針の手引き」を作成され、利用者の自立生活移行支援や地域の生活困窮者への生活相談など救護施設が取り組むべき事業を掲げておられます。

救護施設が社会的要請に応え続けていくために、その機能を最大限発揮しながら、地域に暮らす生活困窮者のより一層の支援を担っていただくことは、地域での最後のセーフティネットとして救護施設の存在意義を示すものであり、このような取り組みに対し敬意を表しますとともに、今後も大いに期待するものです。

本大会のご成功と皆様方のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

【基調報告】

「救護施設の機能を活かした生活困窮者支援」

全国救護施設協議会 会長 大西 豊美

はじめに

今回の全国大会のテーマは、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の推進に向けて」と掲げております。この時間は救護施設を取り巻く国の動向を説明しながら、今、取り組むべき救護施設の機能を活かした生活困窮者支援について全救協「行動指針」の取り組み状況をふまえてお話ししたいと思います。

生活困窮者支援をめぐる動向

厚生労働省は平成26年8月21日、「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」を開きました。これは、民間事業者等に対し、新たな生活困窮者自立支援制度の趣旨や内容を説明するとともに、特に中間的就労の場の確保について積極的な協力をお願いするものでした。佐藤茂樹厚生労働副大臣（当時）や鈴木俊彦社会・援護局長のほか、厚生労働省地域福祉課長、保護課長、生活困窮者自立支援室長等が出席され、その中に関係団体ということで全救協も招聘されました。全救協のほかには全国社会福祉協議会と地域福祉推進委員会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会就労センター協議会など、8団体が呼ばれました。オブザーバーとして、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の方が出席していました。

副大臣からは、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に向け、今、全国で250のモデル事業が展開されているというお話があり、また、本格実施に向けて準備をしているということでした。何より生活保護受給者、生活困窮者への支援体制が強化されていく中で、とくに就労支援は生活の樹立だけでなく、自己実現や社会参加にもつながるものであるということを強調され、中間的就労の場の確保が大変急がれるという話でした。

関係団体から、意見を述べる場があり、私からは生活保護受給者や生活困窮者の就労支援に関して、中間的就労の場を提供し、就労支援を通じて経済的な自立、社会的孤立防止に取り組むことを全救協で

取り組んでいると話しました。

中間的就労について社会・援護局長からは、「初期経費の助成や税制の優遇等を検討している。本会議をもって積極的な展開にはずみをつけていきたい」というお話がありました。

救護施設としましても、中間的就労への取り組みは「行動指針」の中のひとつに掲げており、その手前の就労準備も含めて、積極的な取り組みをしていきたいという思いをもっております。

社会福祉法人制度に対する主な指摘

社会福祉法人制度に対する主な指摘ということで、まず1つは「日本再興戦略」閣議決定（平成25年6月14日）があります。内容は社会福祉法人の財務諸表公表を推進し、透明性を高めるべきということです。

同じく8月には、「社会保障制度改革国民会議報告書」の中で、社会福祉法人は非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められていると報告されています。

また、平成26年6月には、「規制改革実施計画」閣議決定で、事業者のガバナンス、経営主体間のイコールフットイングの確立に関する意見が出されています。主な意見は3つあり、1つ目は財務諸表の情報開示です。今、救護施設が行っていることを財務状況から運営を含め、ネット上でしっかり公表できるようにしてくださいということです。

2つ目は内部留保。ご承知のとおり、介護保険施設を中心に課題が指摘されています。内部留保はあってもよいが、その扱い方が問題とされているので、借金の返済や建て替え費用であるならばそれを明確にして、それでもお金が余るようなら、福祉サービスへの再投資や社会貢献で活用しなさいと言われて

います。最後は、社会貢献活動の義務化です。これは今、地域公益活動という表現に変えられています。その3つをしっかりやってくださいということです。

社会福祉法人として取り組むべき課題

社会福祉法人については、今お話ししました地域公益活動の徹底やガバナンスの強化、法人規模の拡大、運営の透明性の確保等を進めることが求められています。

平成26年7月4日に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」において報告がまとまり、同じよう

に公益活動の推進、法人組織の体制強化、法人の規模拡大・協働化、法人の運営の透明性の確保、法人監督の見直しなど、社会福祉法人が見直すべき課題が挙げられました。

同年8月27日には、第1回社会保障審議会福祉部会がスタートし、10月7日までに5回開催されています。そこで議論され、問われていることもまた同じです。

今、社会福祉法人に対し課税すべきとの声があがっています。10月29日に全社協の声かけで、都道府県の社会福祉協議会や各施設協議会関係者が全社協に集い、国会議員に陳情活動する予定となっています。

ひとたび法人課税が始まれば、固定資産税も徴収され、経営が成り立たなくなる社会福祉法人が相当出ると言われています。今回についてはどうか課税は免れることができる状況にはあるものの将来的には予断を許しません。

社会福祉法人への課税について、株式会社と社会福祉法人はいろいろと条件が違います。大きな違いは社会福祉法人の財産は国に帰属していることです。社会福祉法人が解散となれば、その財産は国のものとなります。イコールフットイングと言われても、スタンスや立ち位置が違うのです。

社会福祉施設職員等退職手当共済についても見直しの話が進んでいます。救護施設職員の退職手当は、現在、公的な負担をいただいておりますが、見直しされる可能性があります。他の公式な発表はまだありませんが、話が出てくれば措置関係施設と手を組み、しかるべき対応をしていきたいと考えています。

社会福祉法人制度のあり方への全救協の考え方

こうした状況の中、平成26年3月17日に第7回社会福祉法人の在り方等に関する検討会ヒアリングに出席し、全救協としての意見を提出させていただきました。

平成19年4月に救護施設の機能強化の指針を取りまとめ以来、救護施設を利用する方及び地域社会、住民等からの期待に応えられる救護施設をめざして取り組みをしてきたことや、平成25年度は「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」(以下、「行動指針」)を策定し、これに基づき各地区協議会との連携のもと、目標達成に向けて鋭意取り組んでいるということなどを説明しました。

社会福祉法人を徹底的に攻め立てる発言をされる学識者があり、高齢者介護施設を中心に1時間半ぐ

らい非難され続けて、あっという間に終わったという記憶がいまだに残っておりますが、全救協はしっかり事業を進めていますということはアピールしました。

財務諸表の情報開示に加えて、役員名簿の公表について、全救協は反対なのですかというような質問もありましたが、反対していませんと述べました。ただし、私の法人の場合は役員名簿に個人の住所も全部入れていますので、個人情報には慎重に取り扱っていますというようなこともお話ししました。

第三者評価の受審促進について、救護施設は第三者評価を受けている施設が多いかと思いますが、義務化されようとしている中で、しっかり取り組みますというお話もしています。受審により、行政監査が簡略化されるというようなことがあれば、もっと促進されるのではないかというようなことも、付け加えてお話をさせていただきました。

全救協「行動指針」取り組み状況

次に、全救協「行動指針」についてふれていきたいと思えます。

「行動指針」に掲げる事業実施の促進ということで、平成26年度は全国の救護施設に盛んに事業にチャレンジしていただいています。先般も、アンケートをとり、「行動指針」の現在の達成率を調べさせていただきました。まだ、集計途中ですが一部状況をご報告します。全体を通してみれば、おかげさまで達成率は良い伸びをしていると思っています。

中間的就労については、皆様方の法人で、例えば特別養護老人ホームを併設している場合、清掃であるとか洗濯であるとか、もし民間委託で業者に依頼されているというような状況であれば、そこで地域で働き先のない、お困りの方がおられ、働いてもらうことができれば、それが中間的就労になると思えます。

最近、当法人でも大きな農地を借りて、農作業を始めています。働く場がなく、生活困窮されている方々はその畑に働きに来られて、就労訓練をされています。こうした取り組みの根を広げていただいて、皆様方がお持ちの資源を有効に活用していただきたいと思えます。

結論を申しますと、私は「行動指針」の達成率の完遂にこだわってはおられません。数値は達成できるに超したことはないのですが、皆様に「行動指針」に掲げる事業に取り組もうとする意識を持っていた

だき、地域に目を向けていただくことが、私が最も期待していることです。今までの救護施設は、その施設の中におられる利用者への支援が中心でしたが、これからは地域にも目を向けて、アウトリーチを行い、地域におられる生活困窮者への支援の取り組みも重要となっていきます。

一方、気になる点もあります。皆様方の救護施設で施設を退所された方がその後に施設と1回もかわりをもたれてないという施設、ございますか。おそらくないと思います。

地域差もあるかと思います。私の経験でいえば、救護施設の退所後、1週間くらいの間には電話がかかってきたり、また施設に来られたりすることがよくあります。こうしたことは、施設退所者、生活保護脱却の人びとへの自立支援のひとつと考えています。この取り組みは、実施率が50%に満たない数字が出てきていますが、こうしたことがあってもごく日常的な支援光景であることから、実施していないと回答している施設が多いのではないかという話しを「行動指針」の特別委員会でも議論したところです。

いよいよ平成27年4月から生活困窮者自立支援法が始まります。その大きな柱は、自立相談支援の相談事業への取り組みや中間的就労の場をつくることです。地域の社会福祉協議会や自治会とともに協力して取り組みましょうというようなことを各地区大会でもお話ししています。

地域との連携では、お祭りなどで地域の方々に施設にきていただくことは当たり前のこととなっています。そうした中で地域に向け、積極的に救護施設はこんなところですよとアピールする。いろいろ地域の困りごとがあったらどんどん相談にのりますというアピールを皆様、ぜひともお願いします。

このことは、先ほどからお話ししている、情報開示のひとつにもなります。そのきっかけのひとつに、「行動指針」を活用してください。地元の市町村、自治体に「行動指針」があることをお伝えください。全救協のホームページに掲載しているので、いつでもご覧くださいとお話してください。市役所にも、社会福祉協議会にもこんなことを救護施設は取り組んでいるのだとお話してください。そうすれば、地域との連携による総合相談への対応、自立相談支援機関への協力といった取り組みも促進されるのだと思います。

救護施設の受付の玄関のところに、「相談にのり

ます」というような看板をあげることはできないでしょうか。地域住民に向けて、救護施設はいろいろお困りなことがあったら、相談を受ける機能をもっているということをアピールする意味で、よろず相談でもなんでも結構です、看板を出してみませんか。情報の開示ができ、地域と連携し、相談事業への展開も見えてくるように思います。

「行動指針」取り組み状況の中では、「施設退所者・生活保護脱却の人びとへの自立支援」と「地域との連携による総合相談への対応・自立相談支援機関への協力」が大変気になっているところです。もう一度、施設にお帰りになったら、ご検討いただきたいという思いをもっております。それ以外は全国の救護施設において順調にお取り組みされておりますので、引き続き目標達成に向けてご協力ください。

繰り返しになりますが、地域からの様々な相談に対応する体制をつくりましょう。看板をあげて、困っている者が来られたら、できる限りのご協力をする。受付役を担える誰かがおるわけですから、まず相談にのる。そういう意識が大切だと思います。

措置費の弾力的運用

先ほど、地域公益活動のお話をさせていただきましたが、社会貢献事業をやりましょうと言っても、措置費の枠組みの中で自由にお金や人を出すことは難しい場合があります。措置費の弾力化はある程度はされているわけですが、なお一層弾力化が必要ではないかと考えており、平成26年4月30日に厚生労働省社会・援護局保護課にその点を要望いたしました。その成果もあって、社会福祉法人の制度の在り方の報告書に、それを感じさせるような文言が出ていますので、ご紹介します。

「社会福祉法人の資金としては、事業の運営費として、「介護報酬」、「自立支援給付費」、「保育所運営費」、「措置費」等があるが、「保育所運営費」、「措置費」については、行政から支弁される委託費という性格上、法人本部への支出に上限があるなどの用途の制限があるため、これらの用途の弾力化については、その性格をふまえ検討するべきである」。多少、要望に沿った形で検討していただいていることがわかりました。

利用者の人権を尊重した支援

次に利用者の人権を尊重した支援の推進ということですが、利用者の人権を尊重すること、虐待防止

に努めることは言うまでもありません。来月11月にも本会主催で「救護施設福祉サービス研修会」が開催され、虐待防止への取り組みなどを研修します。何が虐待で、何が虐待でないのかという、基本的なことをしっかり理解し、日常的にそういったことに関心をもって、知らぬ間に虐待になっていたということがないようにお願いしたいと思います。

そういう意味で、第三者評価の受審についても、サービス内容を検証するという意味ではたいへん有効です。

自然災害への取り組み

自然災害への取り組みをお話しします。2年半前の3月11日、東日本大震災が発生しました。今日は新潟県中越地震から10年となる日です。

ご存知のように広島では大雨による水害、御嶽山の噴火など、いつどこで自然災害が起こるかわからない。そういった状況の中で、全救協で災害マニュアルを整備して、いざという時のために平成26年度はさらに5百万円を積み立て、対応基金を1千万円とし、支援活動の原資とする予定です。皆様の施設におかれましても、日常的にあらゆる災害への備えを続けていただきたいという思いをもっております。

東日本大震災のおりに原発の影響を受けて避難され、今も仮設施設を利用している福島県の浪江ひまわり荘に、先日訪問させていただきました。私が感じたことは、職員の皆様も被災されて、利用者も被災されている。簡単に言葉に表せないような大変な状況の中、職員からお話を聞いて、先が見えないことが最もつらいということあらためて確認させていただきました。仮設施設は1年ごとの更新となっています。新しく施設を建てる計画についても福島

県や浪江町の意向があり、なかなか進まない。原発のためその地域へ帰ることもできないという状況です。大変辛いお話です。

私からは、「ひまわりのように前を向いて、がんばってください。いつでもご相談にのります」というお話をさせていただきました。

おわりに

貧困ビジネス、刑余者の方の地域生活支援、精神障害者の退院促進（長期入院患者の受け入れ）など、救護施設を取り巻く状況にはさまざまな事柄があります。先日もNHKニュースを見ておりましたら、老人漂流社会という報道がありました。寝たきり状況に近いおばあさんが年金だけでくらしている。ご主人が亡くなられて、年金は入ってくるけれども、それだけでは生活がままならない。生活を支えてくれる人がいない。そういう漂流状態にある高齢者がたくさんおられるということでした。

生活困窮者は、範囲を広げれば、ものすごいスケールでおられるのではないかなと思っています。国に定められた制度だけで解決できるのであればよいのですが、制度の狭間でいかんともしがたい方がたくさんおられ、多くの方が福祉の支援を必要としています。そこに社会福祉法人が、救護施設がどれだけ手を差し伸べることができるのが、今、問われています。

私たちのまわりにはいろいろな形で、ちょっと手を差し伸べれば救われることがたくさんあると思っています。制度の狭間で困っている方に対して、救護施設のノウハウをもってすれば、できることがたくさんあります。救護施設は必要な方がおられたら、即その方に手を差し伸べるという機動力を持つ施設になっていきたいと思っています。

【行政説明】

厚生労働省社会・援護局保護課 課長補佐
川久保 重之 氏



皆様におかれましては、日頃より生活保護行政の推進にあたり、多大なご協力をいただいていることにこの場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

I 生活保護の現況

生活保護の動向をご説明します。世帯数が一番少なかったのが平成4年度、保護率が一番少なかったのが平成7年度で、その後一貫して増加傾向にあります。特に、リーマンショックの期間は急激な伸びでしたが、現在は落ち着いています。

生活保護受給者数が増加している内容を分析しますと、高齢者世帯については引き続き伸びていますが、傷病・障害者の世帯、母子世帯、それ以外のその他世帯と言われる世帯は、減少傾向にあります。

年齢階層別の被保護人員の年次推移

年齢階層ごとの状況を見ると各年齢層とも増加傾向にありますが、特に60歳から69歳、70歳以上が増えています。

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

今から10年前の平成16年度の各世帯類型別人数と平成26年度を比べると、この間にあったリーマンショックの影響だと考えられますが、働ける方が多く含まれていると思われる、「その他世帯」という区分の人数が約3倍になっています。

ちなみに高齢者世帯や母子世帯、傷病・障害者世帯も伸びてはいますが、高齢者世帯で約1.6倍程度、

母子世帯、傷病・障害者世帯でおよそ1.2倍から1.3倍程度の伸びですので、「その他世帯」の伸びが顕著となっています。

平成26年6月では全体の世帯数の約半分を高齢者世帯が占めています。

生活保護の高齢者世帯

高齢者世帯については、一般的に働くことが困難であり、保護から脱却することが難しくなっています。

高齢者世帯の廃止理由の中で1番多いのは、死亡で6割。それと高齢者世帯については一旦保護を受けると受給期間が長くなり、他の世帯に比べて平均受給期間が長くなっているという傾向があります。高齢者世帯の保護の受給開始年齢を推計したところ、高齢者世帯の約2割の方が60歳前から保護を受けていて、そのまま高齢者になっていました。高齢者になってから支援をして、保護から脱却していただくよりも、高齢になる前に少しでも就労していただくことが課題であると考えています。

生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

生活保護費ですが、生活保護受給者が増えているのに伴い、予算額も毎年増えています。平成26年度の予算で38,431億円、そのうち46.5%が医療扶助となっています。

その要因としては、①高齢者の方が半分ぐらいおられる中で、高齢者の方は病気をお持ちの場合が多く、また長期に病気に罹っている方が多い状況にあること。②年間（平成24年度）で医療扶助を受けている方が被保護実人員の約8割となっており、そのうち、入院の方が約6割を占めていること、③傷病分類別でみると、循環器系や精神・行動障害の方が多く、この病気は長期化する傾向があることなどが考えられます。

不正受給の状況

平成20年度から平成24年度の不正受給件数や金額等の推移を見ますと件数、金額とも増加しています。1件あたりの金額が毎年減っているのも、早い段階で不正が判明するケースが多くなっているものと考えられます。

不正受給の内容で、一番多いのが稼働収入の無申告、次に、各種年金等の無申告となっています。福

社事務所では必ず全受給者の課税状況の調査を行っているのでそれにより不正受給の発見がされやすくなっています。

以上から見えてくる生活保護の課題としては、①高齢受給者が増えている中で、そこに至る前の40歳、50歳代の方に対して、いかに就労支援等をするかということ、②医療扶助が保護費の半分を占める中で、この適正化を図ること、③不正受給対策です。

II 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策

厚生労働省としては、生活保護制度だけで生活に困っている方や社会保険、雇用保険に入っていない方を支えていくことが難しいことから、第2のセーフティネットとして、平成23年10月には求職者支援制度、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法に基づく取り組みを行うこととしています。

また、平成26年7月1日から、生活保護法の一部を改正する法律が施行され、就労による自立の促進、健康・生活面等に着眼した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等、先ほど申し上げた課題への取り組みが進むことを期待しておりますが、必ずしもこれだけで全てが解決するものではなく、引き続き様々な対応を行うこととしております。

例えば、「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針）」（平成26年6月24日閣議決定）では、社会保障改革の一環として、生活保護・生活困窮者対策について、生活保護に至る前の自立支援策に取り組むことのほかに、高齢受給者が増加する中、それに至る前の40歳代、50歳代の方の就労へのインセンティブの強化を図ること、医療扶助の適正化として、後発医薬品の使用促進を進めること、保健指導や健康管理をしっかりと行うことなど、様々な指摘がされています。

不正・不適正受給対策の強化等

生活保護受給者が高級外車に乗っているのではないか、実質的に配偶者がいるのにひとり親世帯のように見せかけて保護を受けているのではないかと、生活保護イコール不正受給というイメージが少なからず世間にはありますが、不正受給金額は総額約190億円、生活保護予算全体の約0.5%となっています。

生活保護の実施に要する費用は全額公費で賄われており、国民の制度に対する信頼を得るためにも不正受給への対応は適切に行う必要があります。特に生活保護の要件を満たさない人に支給するようなこ

とはあってはならないことです。一方、本来生活保護を受けていただく必要がある方に行き届かなくなることも考えられ、慎重に進めていくことが必要です。

法改正により不正受給を未然に防ぐ方策の1つとして、保護開始時に、その方が預貯金を持っているのか等をしっかり把握できるように福祉事務所の調査権限が及ぶ範囲にこれまでの資産・収入のほか就労、求職活動、健康状況、扶養の状況等を追加しました。

また、不正受給を行った方に対して厳しく対応するため、保護脱却後であっても不正の疑いがある人に対して様々な調査ができるようにしたほか、罰金額を増やすとともに、不正受給した方については返還額に最高1.4倍まで上乘せすることもできるようにしました。

実際に不正受給をし、そのまま保護を受け続けたいといけない方について、本人が申し出た場合には、保護費支給前に保護費と不正受給により生じた返還すべき金銭を福祉事務所で調整して返還していただくことができる仕組みや、扶養義務者に相当な収入等があるなど明らかに扶養できると考えられる方が扶養できないということを言われた場合に、扶養できない理由について報告を求めることができる仕組みを取り入れました。

III 自立支援

次に、自立支援に関してご説明します。生活保護受給者に対し切れ目なく就労・自立支援を行うとともにインセンティブの強化を行うことが重要であることから、その考え方を行政通知で明確化し、自治体に取り組みの強化をお願いしているところです。

なるべく早く就職先を見つけ保護から脱却していただくよう支援するのですが、求職活動期間が長くなってくると、意欲が継続せず、就労に結びつのが難しくなるというお話を福祉事務所の方からよく聞きます。そのため、保護開始から継続して支援する仕組みを取り入れようということで、法改正と同時期に運用上様々な取り組みをしています。

具体的には、本人と福祉事務所との間で情報を共有するため、本人がどのような就職先を希望しているかやどのような支援が必要かを自立活動確認書という書面をご本人と福祉事務所の間で作成し、その内容について両方で合意した上でそれに基づいて就労活動をしていただき、福祉事務所も支援していく

という取り組みをしています。

さらに、自立活動確認書を作成された後に、月3回以上求職先に応募するなど一所懸命、就職活動している人に対しては、1か月5千円の就労活動促進費を支給し、就労活動のインセンティブをつける仕組みを創りました。

また、就労活動開始後3～6か月の段階での取り組みとして、ご本人とよくご相談しながら職種とか就労場所を広げた就職活動をしていただくこと、給与が低額であってもまず就労していただいて、朝起きて働きに行き、家に帰るといった生活リズムをつけていただくことを目指すようにしていくとともに就労を開始した段階では、就労意欲が高まるよう就労収入に対する基礎控除の引き上げなどを行っています。

さらに保護脱却の際には、保護から出てしまうと、新たに税金や保険の支払が発生しますので、就労自立給付金ということで、保護受給中に働いて収入認定された金額の一部を仮想的に積み上げたものを支給するという仕組みも取り入れています。

こうしたいろいろな仕組みにより、切れ目のない就労・自立支援とインセンティブ強化の取り組みを行っています。

生活保護における就労活動促進費の取扱い

前述の自立活動確認書については、平成26年4月より、施設の入所者等においては、施設等の協力が得られるならば、就労に向けた支援に携わる職員等と本人との間で作成した上で、福祉事務所が確認することでも差し支えないという仕組みとしました。

また、就労活動促進費の支給にあたっては、本人の活動状況を、福祉事務所が月1回、本人と面接して確認することにしておりますが、これについても施設入所者については、施設の協力が得られ施設職員が就労に向けた支援を行う場合には、その職員が本人と面接を行って、施設から福祉事務所に対して求職活動の状況を報告する形での確認でも差し支えないこととしています。

いずれも保護施設も対象になっておりますので、福祉事務所とよくご相談いただきながら、保護施設職員の皆様にもご協力をお願いします。

地域における就労支援体制の構築

前述のとおり、40歳、50歳代の方にいかに就職していただくかということが課題であると申し上げま

したが、その対策として今構想しているものが、地域において就労支援体制の構築することでこうした方々への求人を掘り起こすことができないか、ということです。具体的には、労働市場側では今、特に外食産業とか農業、あと介護職に人手不足という状況があり、有効求人倍率も相当改善していますので、需要はある程度見込まれる一方、生活保護受給者や生活困窮者については、なかなか就労に結びつかない状況にあります。そこで、生活保護受給者や生活困窮者の方の働く場を創出するため、求人を出す事業者对生活保護受給者等の就労に関して理解を求めることが必要であると考えており、地域レベルで事業者と行政との協議会を立ち上げ情報の共有化を図れないかと考えています。

全国レベルでも関係する協議会をつくらせていただき、当時の厚生労働副大臣より民間の事業者の団体に対し、ご協力をお願いしているところです。

特に中間的就労の場の創出については、その担い手として全救協の皆様にもご協力をお願いします。

IV 医療扶助

医療扶助につきましては、今回の法改正で指定医療機関の指定を更新制とし、6年ごとに指定申請をしていただくこととしたほか、医療機関の指定基準について保険医療機関と同様の内容の指定基準を定める等の改善を行いました。

生活保護受給者に対する適正受診の徹底

生活保護等版レセプト管理システムが平成23年度から導入されました。例えば1か月に同じ病気で、同じ病院に何回も行っているような人というふうな条件を入力すれば、対象者が抽出されるようなことも可能なシステムです。ただし、抽出されたことをもってただちに不適正ということに見なすものではないという点に留意が必要です。

具体的には、頻回受診者に対する適性受診指導、長期入院患者に対する退院促進など、それぞれ対象となる者を抽出して、個別に指導する取組に活用できるものと考えています。

会計検査院や総務省において、生活保護に関しての調査が行われ、会計検査院からは平成26年3月に、総務省からは同年8月に、その調査結果に基づき様々な指摘がされています。

その中で医療扶助に関して会計検査院が23年度に24都道府県に調査した結果、精神症状により長期入

院している方のうち本来なら入院しなくてもよいにもかかわらず、退院してない方が600人ほどおられ、さらに600人のうちの半数が施設への入所が適切と考えられるものの、受け入れ先がない、いわゆる社会的入院の方であったという指摘を受けています。会計検査院からは、社会的入院の状況である方に対して、関係機関と体制整備をきちんとして、受入れできる体制をつくるようにという意見が出されています。

また、耳慣れない言葉ですが、頻回転院という問題について、会計検査院と総務省から同じ指摘を受けています。具体的には、会計検査院の調査では、平成23年度に7つの医療機関に、1年間に17回入退院を繰り返している事例があったとの指摘がありました。同様に総務省が調べた中でも、3年2か月の間に12医療機関で34回、入退院を繰り返したという事例があったとのことでした。

そういったことが不正事例なのかどうか、判断が難しい部分もあるものの、一般的にこれほど入退院を繰り返す必要性は考えにくいことや、退院して、新たに入院するたびに検査をあらためて行うようなことは合理的ではないことから、こうした方に対して、適切な対応を取ることが求められています。

V 保護施設等

救護施設における精神障害者等の地域生活移行

従来から救護施設において、入所者を施設から居宅に戻っていただくため居宅生活訓練事業にお取り組みいただいています。一旦居宅に戻った方についても、引き続き救護施設でフォローするための通所事業にもお取り組みいただいています。

全救協の平成25年度実態調査結果では救護施設利用者の中で、精神障害がある方が56%、入所前に精神科病院に入院していた方が34%となっています。

本日の大会の第3分科会で、「地域生活支援への取り組み」というテーマを設定され、居宅生活支援事業の実践例も紹介されます。こうした取り組みを共有されながら、救護施設利用者の地域生活移行への一層の取り組みをお願いしたいと思います。

障害者総合支援法に基づく地域相談支援

障害者総合支援法に基づく地域相談支援の関係で障害者の地域生活への移行に向けた様々な取り組みが進んでいます。

障害者施策においては、地域移行支援を行うにあ

たり、初期段階で計画を作成し、中期には訪問相談や同行支援を行い、最終的に移行につなげるような事業を行っています。この事業の対象者は、平成26年4月から省令が改正され、救護施設、更生施設に入所されている方も含まれることとなりました。自治体と救護施設等、もしくは事業所の担当者の方とよくご相談いただいて、積極的にご活用いただきたいと思っています。

障害者加算

先ほど会計検査院の調査の話をしてきましたが、会計検査院の調査の中で、施設等で金銭管理能力がない入所者に対して金銭管理をしている場合に、その金銭が貯まりすぎている実態があることが指摘されています。生活保護の運用上は手持金の累積額が障害者加算6か月分となった場合、一旦障害者加算を停止する取扱いになっています。

ところが会計検査院が調べたところ、6か月分を超える額が貯まっている事例があるので、適正化すべきという指摘を受けています。

施設におかれましては、その出納などは複数人でチェックするとか、金庫の鍵を別に管理するとか、いろいろな工夫をされて管理されていると思います。本来は福祉事務所が注意していくべきことですが、施設側でも日々金銭管理をしていただく中で、6か月分以上のお金が貯まっている場合に、障害者加算を停止するという仕組みがありますので、福祉事務所とも連携をして、適正な金銭管理をしていただきたいと思います。

貧困ビジネス

最後に、貧困ビジネスについてお話しさせていただきます。

貧困ビジネスというのは、主にホームレスの方や居宅での生活が難しい方を多くはNPO等が経営している無料低額宿泊所（第2種社会福祉事業）に入所させ利用料に見合わない食事を提供していたり、非常に狭い居室に入居させ高額な利用料を取り、不当な利益を得ていると思われる事例をいい、マスコミ等でも報道されています。真面目に取り組んでいる宿泊所もありますが、ここ10年以上、問題となっており、行政としても無料低額宿泊所のガイドラインもお示しして、個々には指導してきていますが、まだまだ良くない事例があるという状況です。

本来であればこうした方々は、何らかの生活支援

が必要な方ですので、空きがあれば、保護施設に入所していただき、一定の訓練をされた後に居宅に戻っていただくのが適切だと思います。

しかし、保護施設にも空きがないということで貧困ビジネスを行っている人たちが、アウトリーチしてホームレスの人たちを引き連れてくる実態も続いています。社会福祉法人が、新たにそうした事業に取り組むのは難しいかもしれませんが、救護施設の運営において培ったノウハウを活用する場がたくさんあるのではないかと思います。いろいろな社会貢献活動がありますが、救護施設がこの分野にお取り組みいただくことを期待しております。

おわりに

これからますます救護施設の果たす役割が大きくなっていくものと考えています。精神障害者の長期入院患者の受け入れや地域生活への移行支援、平成27年度からスタートする新たな生活困窮者支援制度が円滑にスタートするためにも救護施設の力が必要となっています。

これまでのご尽力いただいているところですが、今後とも精力的な取り組みをお願いいたします。



分科会報告

第1分科会報告

テーマ「行動指針に掲げる事業への取り組み」

- 参加者数 138名
- 議長
大塚晋司（兵庫県／南光園 施設長）
- 助言者
大西豊美（大阪府／みたと寮 理事長）
田坂成生（静岡県／清風寮 施設長）
- 運営責任者
西浦博（富山県／八尾園 施設長）
- 記録係
藤崎広美（富山県／八尾園 主任介護員）
林里美（富山県／八尾園 介護職員）
- 受付係
中山満守男（福井県／大野荘 支援課係長）
- 会場係
中村佳博（愛知県／厚生院 相談支援係主事）

【発表1】

「地域住民と協働して地域福祉に取り組む」

江口 一郎（千葉県／善隣会 理事長）

（発表概要）

- ・平成13年に風の郷利用者や生活困窮者に対して、就労支援・交流活動の場として地域交流活動拠点施設茶房「風の郷」を建築。
- ・平成22年にボランティアを地域福祉後方支援ネットワークとして組織化し、ネットワーク事業は4つの班に分けている。

就労支援事業は在宅障害者や風の郷利用者を対象としている。初級ジョブトレーニングは茶房・ドリームファーム・ランドリー、中級ジョブトレーニングは自然食工房及び天然味噌工房で行い、中級終了後は就労による自立を目指している。

居宅生活支援事業は在宅の高齢者や障害者を対象として、「風の郷」の設備を活用した入浴やリハビリテーションなどを行っている。

地域交流事業では、ボランティアが納涼祭や運動会を開催し、次代を担う青少年等の地域交流に向けた活動を行っている。

地域福祉広報活動事業では、地域福祉情報センターにギャラリー、図書コーナー、学習コーナー

を設け、自然食工房にミニギャラリーを設けている。

- ・平成25年11月よりモデル事業として香取自立支援相談センターとして公共機関に隣接した場所に相談所を設置。相談支援、就労支援、家計支援を行っている。
- ・今後は茶房・自然食・天然味噌工房を中間就労の場として県の認定を受け、生活困窮者世帯の青少年の学習支援や生活習慣訓練をする施設設備をつくりたいと考えている。

【発表2】

「総合相談支援事業へ向けた取り組み」

西村 行弘（長野県／旭寮 施設長）

（発表概要）

- ・独自事業開始の背景は、長野県内で増加するホームレスの受け入れ先がないこと、支援先がほとんどないこと、また、刑余者が生活困窮者になる等、様々な状況があったことにある。
- ・ホームレス等生活困窮者支援の取り組み
平成14年に会議室を改修し居室とした。平成15年に2名枠で支援を開始する。利用者は社会保障制度を全く知らないため犯罪を繰り返していた者であった。
- ・総合相談支援事業へ向けた取り組み
平成26年3月、選任の相談員を配置。中長期計画にこだわらず、とにかくやってみる。手探り状態でやりながら模索し対応している。このサービスを待っている利用者のため、事業所名「ゆめのは」のパンフレットなどの作成を始め、各関係団体と連携を取りながら進めている。
- ・今後は、研修や刑務所の視察、情報交換を行い刑余者に対する抵抗感の解消を計ることとしている。また、ホームレス等生活困窮支援を総合相談支援事業と連携し、結びつけていくよう取り組んでいくこととしている。

【発表3】

「行動指針への取り組み ～ヨハネ寮～」

前嶋 弘（兵庫県／ヨハネ寮 施設長）

（発表概要）

- ・ヨハネ寮は緊急救護施設として昭和37年に開設。精神科病院退院者の早期地域生活移行を支援する中間施設として事業を続けている。この目的のため、救護施設通所事業、救護施設退所者等居宅生

活支援4事業、救護施設居宅生活訓練事業等を実施している。

- ・ヨハネ寮が全救協「行動指針」への取り組みで、実施できているものはカテゴリー①A、①B、②B、③A、③B、実施できていないものはカテゴリー②A、②C、③Cである。今後の展開として、すでに実施している事業はより充実させ、実施できていない事業は実施に向け方策を考えていくこととしている。これからの課題として、財源、人的資源には限りがあり、これらを可能な限り伸ばしていくことがある。
- ・全救協「行動指針」を実践するために、法人では、社会福祉事業の見直し、行動指針の理解、事業計画への反映を図る。施設では、事業計画へ取り込み、業務体制の整備と職員への周知実践と進捗状況のチェックが課題となっている。

【グループ討議について（主な意見）】

- ・救護施設の知名度は低く、地域住民に知ってもらうことがなにより大事である。
- ・新しい事業をしていく中で、職員間に温度差があり、取り組みに向けた意識の統一が必要である。
- ・全救協「行動指針」を実践するために、一法人で行うのは難しい事業がある。ネットワークを構築することが大切である。

【助言者からの講評】

- ・救護施設は最後のセーフティネットという心構えが必要である。もっとも困難な支援をしながら社会へ送り出さねばならない。そのためには、（施設運営上、）常に安定を求めないこと。それが逆に救護施設のアピールとなる。
- ・地域交流活動では、地域との連携が大事であり、情報開示にも繋がる。

第2分科会報告

テーマ「利用者主体の個別支援の取り組み」

○参加者数 104名

○議長

越前典洋（北海道/函館共働宿泊所救護部 施設長）

○助言者

品川卓正（東京都/村山苑 理事長）

○運営責任者

義ト昭雄（石川県/三陽ホーム 施設長）

○記録係

三津守幸子（石川県/三陽ホーム 係長）
井上昌英（石川県/三谷の里ときわ苑
ケアワーカー）

○受付係

宮本志保（石川県/七尾更生園 支援員）

○会場係

長谷川雅代（愛知県/厚生院 介護員）

【発表1】

「地域生活定着支援センターからの
受け入れ支援について」

遠藤 史穂（福島県/やしおみ荘 主任介護職員）
（発表概要）

・地域生活定着支援センターのコーディネートにより入所となった事例を紹介。

地域生活定着支援センターの方針を基に個別支援作成に取り組み求められていることは何か、35日で本人を理解し、どのような支援を行えるか等、スーパーバイザーより支援の提示をしてもらい検討した。

対象者はコミュニケーションが十分に取れず、社会や集団生活に不安を抱きやすい方。自立した生活への思いは強く、余暇時間を有効に過ごし精神的安定は図れており、「新しい環境に慣れる」を総合的支援目標とし、2週間を目安として行った。その結果、スーパーバイザーより地域移行に向け、本人の能力を明らかにし、他職員も関わりを持ち本人を把握するようアドバイスを受け、新たな観点で個別支援に取り組んだ。

地域生活定着支援センターと連携を保ち、定期的な連絡、他施設の見学、集団生活への慣れ、ADLの自立、地域移行への意欲の継続等の状況を把握した上で予定期日で移行することができた。

地域生活定着支援センターからの、更生を意識した明確なシミュレーションにより、コーディネート業務で中間施設としての役割を果たし、短期間での地域移行となった。

【発表2】

「意欲が低下している方に対する
支援計画の取り組み姿勢」

山田 武生（東京都/光華 介護職員主任補）
（発表概要）

- ・個室ではプライベートが守られるが、独りになる傾向があり、コミュニケーション不足となり、精神的、身体的にマイナスに働く事例も目立ってきた。
- ・支援計画作成にあたり、全国救護施設協議会の書式から、施設独自の書式に変更した。
- ・希望や要望が「特になし」の利用者に対し、支援計画の方向性が踏み込めない内容となり、内外部の研修を行い、考え方、面談力等、スキルアップを図った。
- ・記録研修や医療機関のアドバイスから、支援の方向性の違いがあることに気づき、希望を明確にするより、本人の能力を生かした活動を通じて、信頼関係を構築していく方がよいとの結論に至った。
- ・能力、身体的にも問題なく「地域で単身生活」をしたいと希望があり、支援計画にも「地域生活に移行」を掲げたことがあった。医師とも相談し、「地域での単身生活」との思いは、本人の焦りを増長する可能性もあるとのことで、地域という考え方から切り離す必要があり、コミュニケーションを図りながら、施設内での関係性を安定していく点を支援した結果、少しずつ活動に参加するようになった。また担当職員以外にも活動の記録を依頼し、情報を集めている。
- ・自信につながる活動を通じて信頼の構築、活動・作業等への参加のプロセス、質や量・環境等の調整を職員全体で共有するアセスメント表、ニーズ整理表、支援計画を作成することが重要である。

【発表3】

「個別支援への取り組み「一人一役」

芹田 麻衣子（佐賀県/しみず園 生活支援員）
（発表概要）

- ・園の支援サービスの基本は「利用者の主体性の尊重」、「自己選択や自己決定の尊重」、「ノーマライゼーション」、「エンパワメント」、「生活の質の保障及び向上」である。
- ・日中活動は、活動能力のレベルによって3班に分かれており、活動能力が低い人たちの班では平成25年度から現在まで介護保険施設等へ施設移行した方は調整中を含め8名。ただし、本人の意思や親族、保証人の問題等で移行がうまく進まない場合もある。
- ・「一人一役」の取り組みは、利用者一人ひとりが、

何か一つでも「役割」を持ち継続することで、生きがいや感謝される喜びを感じ取り、それを継続することで、職員とのコミュニケーションも増え、双方のやる気向上につながり、QOL向上につながることをねらいとしている。

- ・取り組みにあたっての注意点は、利用者の主体性を尊重し、強制にならないこと、職員間で情報を共有し意識を統一し、チームとして支援すること、また感謝の声掛けを忘れないこと。
- ・実践した結果、入所当時、些細なことで大声を出していた方に、笑顔が多くみられるようになった。今後も、すべての利用者に実践できるよう努めていきたい。

【グループ討議について（主な意見）】

- ・職員が利用者を理解し、個々にあった支援を見つけ実践し、職員間の意識統一が大切。
- ・普段の会話の中から本人の意向をくみ取り、信頼関係を築き、個々の自立に繋げることが重要。
- ・社会生活自立では、他資源を利用し、連携を上手にとることが大切。

（助言の概要）

- ・支援計画の本質は、利用者一人ひとりに対して利用者の満足、笑顔を得ることである。
- ・個別支援計画の基本である利用者の希望や要望を聞き取るには、普段の会話だけではなく職員の感性、仕事に対する気持ちも重要。
- ・実現が不可能なことに対して、できないことを正当化するのではなく、実現に向けての視点や説明が大事。利用者が支援の場に積極的に参加してもらうには、利用者との信頼関係が大切。
- ・救護施設の果たすべき役割は、セーフティーネット機能の強化と地域移行支援事業の強化であり、このことを認識することが大事。
- ・生活困窮者の支援として救護施設は、常に受け入れ可能な状態を作っておくべき。
- ・個々の自立支援を進めるには、個別支援計画が不可欠。支援は段階的より並列的に認識する方がよい。また、職員の前向きな姿勢、失敗を恐れない姿勢が大事であり、利用者の自立につながる努力を積み重ねていくことが必要である。

- 議長
手塚真一（東京都／村山荘 施設長）
- 助言者
山田敏昭（宮城県／東山荘 施設長）
松田昌訓（大阪府／フローラ 施設長）
- 運営責任者
竹内隆（新潟県／名立園 施設長）
- 記録係
猪俣貴弘（新潟県／名立園 主任相談員）
中川友也（新潟県／有明荘 主任指導員）
- 受付係
佐藤茂樹（新潟県／かしわ荘 生活指導員）
- 会場係
平手恵子（愛知県／厚生院 介護員）

【発表1】

「居宅生活訓練事業による

地域生活移行支援の取り組み」

相庭 晃（北海道／札幌明啓院 次長）

（発表概要）

- ・就労意欲はあっても何らかの理由により、ホームレスの状態を余儀なくされている人に対して、救護施設に入所しながら就労活動を行っていただく支援事業を実施している。
- ・全救協「行動指針」の取り組むべき生活困窮者支援に関わる事業の中で「居宅生活訓練事業による地域生活移行支援」を実施している。現在、当施設の利用者数は定員に満たない状況であり、経営状況も考慮する必要があるが、「行動指針」の趣旨を踏まえて実施することにした。
- ・居宅生活訓練事業では、アパートを2部屋借り、定員2名で始める。はじめはアパートでの生活に不安を感じるが、職員とこまめにコミュニケーションを図ることで、徐々に慣れてくる。その中で利用者同士が互いの苦手な部分を助け合うことが増えてきた。助け合うことは良いことだが、自立という意味では、課題として捉え、今後対応していきたいと考えている。また生活する上で地域住民との関わりやゴミ出しのルールなど新たな課題もあり、今後、利用者本人が「地域との関わり・自覚・自立」をしてもらえるように支援をしていきたい。

第3分科会報告

テーマ「地域生活支援への取り組み」

○参加者数 129名

【発表2】

「精神障がい者の地域移行支援」の旗の下に

長谷川 智（山形県／みやま荘 総括援助専門員）

（発表概要）

- ・昭和45年、「精神病院から精神障がい者の社会復帰のための中間施設」という明確な目的を持って事業が始まる。
- ・作業訓練を通して精神障害や生活障害の回復を目指し、施設内の作業だけではなく、地域に理解を求め、協力していただき外勤作業訓練を実施する。
- ・昭和の時代、みやま荘の活動は地元の企業（職親会）の協力や県内の精神科病院や関係機関・団体と連携することで精神障害者に対して社会復帰や地域生活移行を実施することができた。
- ・平成になり、個々の状況に対応できるように、
 - ①グループホームを設立し生活の場を確保する、
 - ②作業所を地域に設け地域で生活する精神障害者が日中過ごす場を提供する、また施設の利用者が地域で過ごす機会を増やす、
 - ③精神障害者地域生活支援センター事業を導入し、地域で過ごす精神障害者の生活支援を行うことなどを実施する。
- ・平成21年に居宅生活訓練事業を開始。その中で、60歳を超えている利用者でも地域生活はでき、年齢は関係ない。お金がなくてもご飯を作ることができなくても、利用者が地域生活を望むのであれば地域移行ができる時代になってきている。みやま荘としては、利用者が地域に出たいという希望があれば地域生活移行支援を続け、「次にできる可能性がある人は」という視点を持ちながら支援を続けている。

【発表3】

「地域生活移行支援の取り組み」

穂山 照太（香川県／萬象園 指導員）

（発表概要）

- ・平成22年6月より、居宅生活訓練事業を開始。現在、民間アパート2室を借り、4名が事業を利用。事業開始から現在までの4年間で12名が利用し、その内6名がグループホームへ移行。その他、独自事業で通所事業、退所者支援を行っている。
- ・生活困窮者自立支援制度に向けた「生活困窮者自立支援モデル事業」を丸亀市が取り組んでおり、萬象園もその事業に参画し、就労準備支援モデル事業を受託。現在2名が通所している。
- ・萬象園で行った2つの地域生活移行支援を紹介。

- ①平成26年3月に養護学校高等部卒業後に入所した男性の地域生活移行支援の取り組み
- ②平成26年4月に「生活困窮者自立促進モデル事業」の自立相談センターを経て入所した50歳代男性の地域生活移行支援の取り組み

事例紹介の中で報告されたのは、地域生活移行を実現するためには、利用者と支援者が強い意志を持ち続けることが必要であり、地域生活へ移行した後も支援は必要不可欠であることである。

居宅生活訓練事業は、地域生活移行を目指す方には良い制度であり、施設の支援方針、ルール、マニュアルに沿って支援を進めることが望ましいが、ケースによってはその枠に捕らわれない支援を提供することが必要になることもある。福祉関係のネットワークだけにとどまらず、一般企業などとも関係を構築する事も必要であることが報告された。

【グループ討議について】

（助言の概要）

- ・事例発表での「地域生活移行支援」の取り組みの中で、利用者の一人が「何年待っても地域で暮らしたい」という強い願いとも思えるような言葉があったことについて感銘を受けた。
- ・日本でも平成26年に障害者権利条約を締結し、その条約の中で「障害を持つ方が自立した生活をするためにどこで誰と生活するかを選択する権利を保障する。そして地域生活に必要な在宅サービスの利用機会を保障する」と定めている。これはまさに全救協「行動指針」の中の地域生活移行支援の理念と合致するものである。27年度末まであと一年半はあるので、ぜひ取り組みを進めていただきたい。そして既に取り組んでいる施設は、更なる創意工夫と質の向上を図るようお願いしたい。
- ・3者の発表は、その施設が持っている文化や歴史の息づかいをひしひしと感じる内容であった。
- ・医療、看護、福祉関係者による精神障害者に対する様々な支援がある中で、救護施設が精神障害者と地域との橋渡し役をするというのは本当に難しいことであるが、精神障害者の方にこそ手を差し伸べていくという崇高な思いで、質の高い支援を展開している施設があるということを知る機会になった。
- ・地域生活への移行は、利用者の権利として捉えていただきたい。希望がある、ないに関わりなく、

やらなければいけないという観点で取り組んでもらいたい。取り組むことで、希望者がいないと思っても希望者が出てくるかもしれない。

- ・意見発表にもあったように、熱い意識を持って継続的に利用者の地域生活支援に取り組んでほしい。

第4分科会報告

テーマ「サービス等の向上に向けての評価への取り組み」

- 参加者数 88名
- 議長
常松一也（福島県／矢吹緑風園 施設長）
- 助言者
木間幸生（福井県／大野荘 施設長）
- 運営責任者
宮島利広（長野県／阿南富草寮 施設長）
- 記録係
山口剛史（長野県／共和寮 主任）
小倉暁（長野県／順天寮 介護主任）
- 受付係
村松尚（長野県／阿南富草寮 相談員）
- 会場係
近藤智昭（愛知県／厚生院 介護員）

【発表1】

「親愛の家における自己評価の取り組み」

戸田 淳（北海道／親愛の家 介護主任）

（発表概要）

- ①自分の1か月の行動を飾らずに振り返る
 - ②自分のやるべきことを確認する
 - ③施設のやるべきことを確認する
 - ④自分のやっではいけないことを確認する
 - ⑤施設のやっではいけないことを確認する
- ・以上の理由により、自己評価を取り入れた。
 - ・自己評価には自らの仕事ぶりを評価できなくなければならず、評価項目と基準が必要になる。
 - ・自己評価活動実施までのステップは、WT編成、項目の決定、マトリックスの検討、改善シートの検討、委員会設置等を行い本格運用の開始である。
 - ・自己評価は継続していくことが重要。

【発表2】

「当施設におけるリスクマネジメント」

中村 厚徳（三重県／菰野千草園 施設長）

（発表概要）

- ・リスクマネジメントとはリスクを組織的に管理（マネジメント）し、損失などの回避または低減を図るプロセスである。そこで以下の取り組みを行っている。
- ・虐待防止の取り組みとして、平成22年度より全国社会福祉協議会の障害者虐待防止の手引きのチェックリストを活用している。それに基づき施設内研修を実施している。また、評価制度として、人事考課制度ではなく自己成長を主眼としたものとして自己評価を行っている。
- ・「ありがとうBOX」を活用している。1日1回ありがとうBOXに「ありがとう」と職員が思ったことをメモにして入れている。実際、口ではありがとうと言えないが、ありがとうの文字を入れることで、モチベーションがあがり、働きやすい職場作りとなっている。
- ・年度末に職員と面接し、「問題解決能力」をあげることを目的に、また、自己評価で成長した面、優れている面を話している。
- ・以上の1つひとつの積み重ねが職員の資質をあげ、利用者サービスの向上につながっていると考えている。

【発表3】

「かんざき日の隈寮における

新規採用職員の教育システムについて」

口石 美優（佐賀県／佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮 生活支援員）

（発表概要）

- ・以前より、当法人では新人・中間職員に対しての研修はしていたが、施設内での有期契約職員に対しての研修がなかったため、立ちあげた。
- ・日々を振り返り、業務達成度チェック表、自己評価と他者評価の実施、外部研修、他施設見学を行いながら苦手意識のある業務には集中的に取り組んだ。
- ・教育システムの成果は、システムを受けた職員には成長した姿がみられ、新規職員に対する意識も即戦力から「ゆっくり、確実に」へと変わり、全体としてよりきめ細やかな支援・サービスへの向上につながったことである。

【グループ討議について】

(助言の概要)

- ・サービスの質をあげるには、第三者評価が重要である。救護施設版はないがすべての救護施設に実施してほしい。
- ・第三者評価は継続して行ってほしい。2回目を行うにあたり、いかに改善されたかが重要となる。
- ・1度第三者評価を行うと、自分たちのサービスの質をあげ、自己評価にもつながり個別支援計画の見直しも図れる。
- ・虐待防止の取り組みについては、どの施設も虐待が起こる可能性を持っている。施設をあげて、虐待を防ぐための絶え間ない努力が必要。
- ・救護施設の職員は、苦情解決のシステム（第三者委員・各都道府県の運営適正化委員会等）を知ることが必要。

第5分科会報告

テーマ「利用者のQOL(生活の質)を高める支援」

○参加者数 107名

○議長

栗林昇司（愛媛県／丸山荘 施設長）

○助言者

難波朝重（福島県／郡山清和救護園 理事長）

○運営責任者

萩原政雄（山梨県／鈴宮寮 施設長）

○記録係

秋山快之（山梨県／光風寮 生活指導員）

福島春美（山梨県／清山寮 支援課リ-ダー）

○受付係

長田二郎（山梨県／光風寮 介護員）

○会場係

増田周久（愛知県／厚生院 介護員）

【発表1】

「セルフケアが出来ない利用者へのチーム支援」

中林 幸子（新潟県／ひまわり荘 主任看護師）

(発表概要)

- ・現在、施設では高齢化が進み、生活習慣病や合併症を患う利用者が増えている。利用者の障害や職員間の認識の違いから解決までに長いプロセスが必要と感じることがある。
- ・事例紹介 50歳代 男性 IQ44
身体障害者手帳2級・下肢不自由2級（ビタミン欠乏症・脳脊髄変性症による両下肢の障害）

療育手帳B・障害基礎年金2級

病歴と治療内容

- ①胃潰瘍による胃全摘と、それによる悪性貧血→服薬及び筋肉注射
- ②慢性肝障害→服薬
- ③亜急性連合性脊髄変性症→筋弛緩剤内服
- ④アルコール依存症・知的障害→精神科の薬内服
- ⑤反応性低血糖
- ⑥ダンピング症候群

・チーム支援方法について（健康・栄養面）

半年毎に看護師・栄養士と担当職員で栄養アセスメントを実施し、共通支援に務める。内科・精神科の嘱託医が月に1～2回の往診を受け変更があればその都度報告を行う。受診に行く際は、受診に行った職員が日誌に記載し情報共有を図る。

反応性低血糖が起きた際の対処法を掲示し、職員間で共有する。

(助言の概要)

- ・Aさんに対し複数の職種が連携を図り、支援していくことで、苦労はあるが本人の健康管理が行われていることが良くわかった。
- ・どこの施設においても、重度化や高齢化が進んでいる。今後も進行は早くなると思われる。だからこそチームアプローチを徹底し、情報や知識を共有していくこと。またその際に職員同士は常に対等な関係であり、主体は利用者本人にあることを忘れないでいただきたい。

【発表2】

「救護院のお・も・て・な・し～スマイルサロン～」

竹川 多津子（広島県／救護院 介護主任）

(発表概要)

- ・救護院では、入所前にホームレスであった方や、ゴミ屋敷に生活していたが多く入所している。入所後の衛生管理や身辺管理で徐々にきれいになるが、自ら自分をきれいにしようとする意識が芽生えない現状がある。こうした中で、一人の利用者から「きれいになりたい」と発言があり美容サロンを開くこととなる。
- ・美容サロンを開催するにあたり周知活動（チラシ配り、ポスター作成）や集客活動（ポイントカード作成）、環境整備（癒しの音楽）を行う。また、外部から専門家も呼び情報収集も行う。
- ・以上の活動を行った結果、利用者からきれいになりたいという意識が芽生える。意識が芽生えるこ

とにより、衛生管理や感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）対策も行われるようになった。

アロマテラピーを行うことにより、精神安定も図られるようになった。

（助言の概要）

- ・職員のおもてなしと言うことで、一人の発言（ニーズ）から多くの支援や課題がでてきたことが良く分かった。
- ・施設生活を明るく豊かにする取り組みであり、職員が常に前向きで協調性がとれていることが伺えた。また、利用者には選択できる場面が多く与えられており利用者の主体性が感じ取れた。

【発表3】

「食を通じて見えてくる人との絆」

宮川 晶子（宮崎県／すみよし 栄養士）

（発表概要）

- ・利用者は食ることが何よりも楽しみである。生まれや育ちが異なる職員や利用者が食を通じてコミュニケーションをとる機会を設けている。
- ・リクエストメニューの機会を設けて、給食の際に提供している。給食のときに放送で今日は誰のリクエストか報告をしている。
- ・野菜の摂取量が少ない人に栄養指導なども行っている。
- ・食することだけでなく、作る楽しみも知ってもらうために調理実習の機会も設けている。調理実習の際は衛生面に特に気を使っている。調理実習で包丁の使い方や鍋の振り方なども教えている。
- ・調理実習や食することから、充実感や精神的健康の保持、自尊心の芽生えなど様々な良い影響が生

まれている。

（助言の概要）

- ・実際に調理する中でコミュニケーションをとり、利用者のニーズを聞き、またそれを生かして次の支援に生かしていくことが良く分かった。
- ・施設の食事には利用者の健康管理の維持と楽しみの提供の二つの側面がある。

【グループ討議について】

- ・利用者の生活の質を高めるために実践している取り組みについて、病気や障害のある人の食事や介助に関する意見が多くのグループから出されている。また社会参加活動についても多くの意見が寄せられた。
- ・さまざまな理由による支援困難への対応については、それぞれ施設により支援困難となる対象者が異なる。ダウン症やアルコール依存症など多くの障害について、その人に合う支援を行っている。

（助言の概要）

- ・こうした場で話し合ったことを一つのヒントとして自分の施設でどのように利用できるか考えることが重要である。またサービスには、サービスを受ける利用者が喜んでくれることが大切であり、相手の気持ちになり考えることが重要となる。
- ・今、救護施設に求められていることは、①利用者が自分らしく生活できているか、②社会参加型であるか、③質の高いサービスが継続的に行われているかである。

※各分科会の参加者数には、係員で分科会不参加の方は含まれていない。



【特別講演】

「これからの社会福祉法人の在り方」

慶應義塾大学名誉教授 田中 滋氏



はじめに

全国救護施設協議会の皆様の前でお話しする機会を頂戴し、ありがとうございます。

はじめに私が研究してきた分野についてご説明します。私の専門は経済学です。もともと医療分野の経済学者であり、医療政策を考えてきました。

1990年代初頭に、日本には介護問題があることを指摘され、要介護高齢者が自宅で放置されている状況を何とかしなければいけないと考え、介護保険制度設立に関わることとなりました。その後、介護保険制度だけでは高齢者の生活は支えきれないことを痛感し、2025年に向けて地域包括ケアシステムの制度設計をしています。さらに、医療保険制度下で働く医師や看護師、また、介護保険制度下で働く介護福祉士や介護支援専門員では対応しきれない貧困問題を考えるようになりました。

癌という病気に対して、医療保険制度は有意です。世界でも最も優れた制度であり、医療提供体制も世界のトップクラスです。同じく介護の世界もトップクラスといえるところまで来たと思います。

一方、貧困やDV、ネグレクトなどに対する支援ニーズが増えています。こうした問題に対応する役割の中心は社会福祉法人だと思います。社会福祉の仕事の中心課題は貧困問題です。虐待をはじめ社会生活に困窮されている方々には、第三の制度（社会

福祉法人制度）が欠かせません。

今、社会福祉法人に対して、何が問題になっているかをこれからお話しします。

社会福祉法人制度に求められること

社会福祉法人制度は1951年にできました。医療保険制度は1961年、介護保険制度は2000年なのでいちばん長い歴史があります。社会福祉制度の中で、社会福祉法人が行ってきたことは、具体的には生活困窮者に対する支援、介護、保育、重度心身障害児者に対するケアなどであり、その貢献については、誰も文句を言っていません。

ただし、ケアと社会福祉機能は完全には一致していない。社会福祉の世界的な趨勢を見ると、今までは困っている方のためにケアをしてきたが、地域づくりをすることも社会福祉ではとても大きな役割となっています。医療機関はまちづくりの役割が第一ではない。期待されていないわけではないものの、必須の任務は担っていない。

他方、社会福祉は生活困窮者や障害者などが、地域でくらす仕組みづくりをすることが最も重要な機能のひとつとなっています。

今、社会福祉法人に問われている経営上の課題

社会福祉法人に問われているのは、その背景にある法人の在り方です。施設の管理とか、施設の中で行われているケアについては、今のままでも十分だと思っています。国際的にも誇れるけれど、その後ろにある社会福祉法人が問題となっているのです。かつて、施設管理をするために、法人をつくるのがすすめられました。長い間、特別養護老人ホームをつくりたいならば、社会福祉法人をつくりなさいという指導がありました。

そして、つくったとしても、法人経営はあまり考えなくても良かった。従って法人経営者は、管理は別として経営についてはあまり考えない。経営者がいなかったともいえます。

一方、法人経営はとても重要な職務であり、学校法人、医療法人、株式会社、財団法人、いずれも法人という立場の経営者は責任を持って経営をしなければいけません。

経営にはリスクを伴います。あるいはリスクを予期しなければなりません。管理者のように日々の業務を間違いなくこなすこととは違います。

経営者は施設の拡大または縮小の判断もします。

昔から行なっていたから続けるでは経営判断とは言えません。社会のニーズに合わせて業務計画を変える、事業を拡大する、閉鎖することもあります。

社会福祉法人の経営者が特段に何もしなくても施設運営は成り立っている。法人経営者としての責務を果たさなくとも、施設運営ができていく状況があります。その証拠に、非常勤の無給の理事長がおられます。株式会社の社長（経営者）は無給や非常勤ではできません。なぜなら責務を負っているからです。名誉職の理事長は、つまり経営していないことと同じなのではないでしょうか。

世間のムード

近年は特に、特別養護老人ホームを中心に、内部留保が大きいのではないかとされています。朝日新聞が盛んに報道したのは、社会福祉法人理事長の不祥事問題です。訴えられたのは経営者であって、特別養護老人ホームのケアの質が低いとか、高齢者の虐待問題ではありません。一部とはいえ経営者の報酬が高額である、経営を身内のものだけで独占していることなどが話題となっているのです。

こういう世間の声は、実態を超えて世間のムードとなります。実態があるかないかではない。世間のムードは怖い。これに政治家たちは必ず乗ります。財務省も乗ります。乗るとはどういうことか。そうか、そんなに儲かっているならば報酬を切り下げれば国家のためになる、と結論づけられることです。

救護施設が行っているサービスが駄目だとか、特別養護老人ホームが行っているサービスの質が低いから叩こうとのムードではなくて、法人の経営者がきちんと職務を果たしていない、お金が溜まりすぎているようだ、と信じさせられるムードになっているのです。

一方、日本にある1万数千の社会福祉法人の多くは、介護保険の世界は特にそうですが、貧困やソーシャルインクルージングに対して目をつぶっているといわれています。救護施設は向き合っていますが、残念ながら特に特別養護老人ホームのみを経営しているところは、確かに介護サービスは素晴らしいかもしれないけれど、貧困やソーシャルインクルージングに対しては関心が弱いのではないかと。そこで、厚生労働省は社会福祉法人制度を整備していくために社会福祉法人の在り方等に関する検討会をつくり、その結論をもとに社会保障審議会福祉部会で議論を重ねています。

社会福祉法人の在り方議論の源①

社会福祉法人に関する議論の源はいくつかあります。1つは2013年8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」です。

社会保障制度改革国民会議は、民主党政権になっても自民政権になっても変わらず続いてきました。民主党に政権が変わったときに、自民党が考えた多くの政策は捨てられました。民主党から自民党に政権が戻ったときに、多くの民主党政策は潰された中で、なぜ国民会議は残ったのか。この社会保障改革だけは福田内閣からずっと続いており、2013年の安倍内閣もほとんど同じトーンで続いています。

生活の最大の支えは社会保障制度です。年金・医療・介護の費用は併せて約100兆円になります。その制度を強くする立場から報告がなされています。医療法人制度や社会福祉法人制度については、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう効率化する。これが議論の源①です。

社会福祉法人の在り方議論の源②

経済産業省の産業競争力会議における医療・介護分科会中間整理では、複数の医療法人及び社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）創設を提案しています。複数の法人が一体となることで、病床機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、急性期医療から在宅介護・生活支援サービスに至る高齢者が必要とする一連のサービスを切れ目なく、体系的に行うことなどが可能となると考えられています。これが議論の源②です。

社会福祉法人の在り方議論の源③

内閣府は「日本再興戦略」閣議決定（官邸も賛成）で、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）創設をすすめています。政府は、1つではなくて、厚生労働省があり、経済産業省があり、財務省があり、そして官邸がある。決して厚生労働省1本ではない。厚生労働省も社会福祉法人問題では攻められている立場です。

「日本再興戦略」閣議決定では、社会福祉法人の財務諸表の公表を促進することとしています。公表とはインターネット等に載せることです。

公益性がある多くの法人種別は、財務諸表をインターネット等に公表することになっています。個別

の法人が小さくて公表できなければ、地域の協議会等が代表して載せてもよいし、ホームページがつかれないこともあるでしょうから所轄庁がまとめて載せてもよい。見せてはいけない財務諸表はこの世に存在しないので、社会福祉法人は見せるようにしなさいと言われていたのです。

経営の高度化については、例えば保育所をいくつか展開する場合、法人が経営しやすければ連携するとの考え方も含まれます。

続けて、同じ日に「規制改革実施計画」も閣議決定されており、ここでも同じく、社会福祉法人の経営情報の公開が求められています。経営情報を公開したくないところはかなり悪い、悪いとは赤字という意味ではなく不誠実との意味です。これが議論の源③です。

社会福祉法人制度の課題を問う論議

2014年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定されて、財務諸表の公表要求はさらに厳しくなりました。損益計算書と貸借対照表だけではなく、補助金の情報や役員報酬の公表も求められています。役員になった場合、報酬があるのか否かも、責務を果たすかどうかを見る上で貴重な情報です。また、内部留保をきちんと定義したうえで、どのくらい内部留保があるのかを示すことも必要です。物品を一族や親族の会社から高い値段で購入してはいないか、親族の土地を高い賃料を払って借りてはいないか、などをチェックすべきと提案されました。経営体制と管理体制の適正化を図ることがねらいです。

皆様は社会貢献活動を行っていますが、ここで言っている貢献活動とは、公費があまり入っていない社会貢献活動の総称です。社会福祉法人の存在意義そのものが社会貢献と考えられています。

淡々と業務や法人運営をしているだけでよいならば、社会福祉法人改革にはならない。世間はムードで動きます。政治家がこれに反応してしまうと、結論は社会福祉法人への課税となってしまいます。

社会福祉法人は儲かっていないから課税なんて関係ないと思っている方もおられました。課税には不動産課税や法人所得税もある。法人所得税は確かにゼロかもしれない。けれど土地を所有しており、不動産に課税されたら、すごく大きな影響を受けることになります。

一連の検討は社会福祉法人をいじめているものと誤解されている方が一部におられますが、そうで

はない。改革をしなければ課税されてしまうのです。

そういう厳しい中で、今まで皆さまが行ってこられた日本の保育、障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援を継続するためにはどうすればよいかを考えるために、社会福祉法人の在り方等に関する検討会を立ち上げ、検討してきました。2014年7月4日に報告書をまとめています。

社会保障審議会福祉部会の検討事項

その報告を受け、現在、社会保障審議会福祉部会にて速いペースで社会福祉法人制度について検討しています。週に1回ペースです。熱心に討議し、資料をつくり、議論を深めています。

社会福祉法人制度があるからこそ、日本の社会福祉が保たれている、社会福祉法人が一番よいのだと世の中に訴え、理解を獲得し、支援されなければいけません。他の法人でもよいと言われたら最後です。

理事、理事長の規定はあるものの、社会福祉法人の理事会のことは法律に書いてないことが他の公益法人（社会医療法人、学校法人）に比べると弱い。

あらゆる公益法人の中で、評議員会がきっちり規定されていないのは社会福祉法人だけであり、これも来年の法律改正では必置になる方向です。

評議員会は理事の任免を行い、監事を決め、定款変更を行います。一方、日常業務については評議員会はタッチしません。

評議員会を最高議決機関とすると意思決定が遅れる、理事が機動的に動けなくなるという反論がありました。しかし、株主総会があると会社の意思決定が遅れるようなことはなく、株主総会はどこも開いています。株主総会で何を決めるのか。取締役を決めます。さらに、合併など重大な案件の賛否をとっているのです。

理事長が暴走しないよう、あるいは居眠りさせないよう、理事会を強化して、評議員会を必置とする、これが今回の改革の柱のひとつです。

監事は、公益性が高い法人には必置です。監事が毎日チェックにくるわけではない。年に数回だと思えます。さらに大きいところは会計監査人のチェックがあります。

先ほどから言っていますように、財務諸表と活動状況と経理状況を、インターネットを通じて公表してください。自法人でホームページを持っていないなら、所轄庁を通じて公表してください。これは公的資金を使っている世界では当然のことです。

公表された情報は、最終的には都道府県単位で集め、比較できるようになるでしょう。都道府県単位でどのように行われているかを一面で見やすくすることにより、公益性を担保する。身ざれいにするるとともに、身ざれいであることを社会に公表する。これは学校法人の世界でも行われています。

社会福祉法人経営の課題

内部留保の問題は、改革におおに関係がありません。特別養護老人ホームは、場合によっては内部留保があり過ぎて困っている。お金を使いたいが、違う業務に使うと自治体からのチェックが入るため、溜まる一方になる。このことを財務省に目をつけられ、溜まるのなら介護報酬を下げると言われています。

今回、厚生労働省では内部留保をめぐる考え方を標準化しようとしています。財務規律を高めるために、適切な支出管理を行えるようにしようとしています。その上で余裕財産とは、貸方側の内部留保から控除した控除対象財産（社会福祉事業の不動産、再生産用の財産、3か月分程度の必要運転資金）を指し引いたものとしています。

内部留保が全部いけないのではなく、会計の定義上、必然的に溜まる貸方内部留保の中には、借り方では不動産になっている、例えば車いすになっているものもある、再生産用にとってある金額もある。あるいは必要な運転資金で、次の3か月の給与や支払いのために確保しているキャッシュもある。これらを引いたものを余裕財産と定義し、それを計画的に再投下していきます。

投下する対象は、今までの社会福祉法の本筋である社会福祉事業や公益事業です。これに加えて、地域公益活動があり、地域公益活動を義務づけることも、今度の法律改正の重要な柱のひとつです。

経営力を上げるため、法人の理事長に経営に必要な研修をもっと開催すべきだと思います。また、法人同士が連携や協働を図り、財務諸表を正しくつくる。小さな法人で、すべて独自で行うことには無理がある場合は、地域単位で表の形式など設計してもよいのです。

社会福祉法人が取り組むべきこと

皆様は、今まで行政と長年仕事をなさってきて、行政の対応にバラツキがあることは感じておられるでしょう。新しい試みがある市では良いけれど、他

の市では駄目ということがしばしばあります。これは統一しないと困ります。

社会福祉法人の所轄庁が市まで下りている以上、市が社会福祉とは何か、社会福祉法人とは何かの両方を理解しないと困ります。

我々は社会福祉法人を近代化する旗を掲げている。だけどそれだけでは駄目で、所轄庁も近代化しないと進まないのです。法人の育成を図る観点からの行政指導が必要です。法人を育成することによって体制を強化し、社会からの信頼を得られるようにします。

財務諸表の公開は目玉ですが、もうひとつの目玉はすべての社会福祉法人がお金を使うか、使わないかにかかわらず、地域公益活動をするとの宣言を行うことです。これはムードに対抗するためです。

さらに、地域公益活動も、お金がなければならぬに自分の施設の中だけでなく、地域に向けて行う。施設の中の活動がいけないと言われているのではなく、例えば、救護施設を退所した方が地域で暮らしていくためと考え、お金を使って支援してください。

特別養護老人ホームでいえば、利用者へのケアだけでなく、例えば地域の居場所として部屋を提供したり、児童が遊びに来られる場所をつくったりする。これが地域公益活動のひとつの例です。

内部留保問題の本質は、社会福祉法人が培ってきた社会福祉機能、ケア機能、あるいは人材を内部に閉じ込めていることにあると思います。社会福祉法人は自分のところに入所した人、措置された人、訪れた人にだけ良いサービスを提供している。一方、地域で潜在的にニーズをもって困っている人にサービス提供をしきれていないことに対して攻撃されているのだと思います。社会福祉法人は目の前の利用者に対しては充分支援している。でも世間にはニーズが満たされていない、困っている人がたくさんいるのです。

つまり、社会福祉法人が本業に加え、地域公益活動を行うことは、先ほどお話ししたムードに対抗するための有効な戦略なのです。

おわりに

長年にわたり、社会福祉の役割を皆様方は果たしてこられました。それについては繰り返し申しあげますが、頭の下がる思いです。しかし、社会福祉法人という社会的装置に対しては、他の公益法人に比べてルールが弱い。その改革をしなければいけない

のです。

社会福祉機能がいないと唱える学者はいないし、政治家もいないけれど、それを担うのはなぜ医療法人ではいけないのか、公益法人ではいけないのか。最近もっとも強い声は、NPOを活用すればよいなどの意見です。

従って、社会福祉法人でなくては果たせない役割は何かを考える。社会福祉法人はガバナンスを強化し、財務諸表を公開して、地域公益活動を行う。ぜひ、NPOなどとの違いを見せる取り組みをこうした全国大会などで発信してください。

私たちは社会福祉法人に期待しています。全国救護施設協議会の皆様は充分対応されていると思います。先ほど資料を拝見しましたところ、素晴らしい、新しい取り組みがたくさん紹介されています。

医療介護型のケアシステムと地域包括ケアシステムを2025年までにつくっていくので、皆様には、その過程に参加していただきたいと思います。そして、社会、地域、関係機関、医師会などからも信頼される社会福祉法人になっていただきたいし、なれることを期待しています。



【記念講演】

「一流スポーツ選手に学ぶ健康法 ～睡眠・食事・運動～」

中京大学スポーツ科学部教授 湯浅 景元氏



はじめに

今日は、皆様自身が少し体力をつけていただくときのポイントと健康を保つためのポイントをお話したいと思います。

今日の話の中心は運動です。運動の効果は、すべてトレーニングや運動した日の夜、寝ているときに出てきます。運動すると細胞に小さな傷がつきます。傷がつけば治ろうとする力が働きます。治るときには元よりも強く、太くなるというのが人間の体に備わっている能力です。筋肉が強く太くなるのも、筋肉に小さな傷をつけ、傷が治ることで起こるのです。

筋肉痛が完全に治るには2か月かかります。3日や4日ではありません。筋肉痛を起こさないことが一番ですが、筋肉痛がもし起きたら、マッサージは駄目です。なぜか。筋肉痛が起きている場所は小さな出血をしており、マッサージをすればより出血が高まり、かえって痛みがひどくなり、治りが悪くなるからです。長風呂も駄目です。少なくとも筋肉痛を感じたら、3日か4日は汚れをさっと落とす程度にして、シャワーを浴びるとか、お湯をさっとかけるとか、もしくはどうしてもお湯の中に入りたときは、やや短めの時間でさっとあがる。そしてじっと休んで、タンパク質、例えばお肉、豆類、豆腐などを摂ることをおすすめします。こうしたことはスポーツ選手の運動を長年分析してわかってきました。

私の研究

私はスケート選手の浅田真央さんの空中回転について研究しました。空中で4回転する間は、空中に滞在しないといけない。そのために何秒必要かを計算しました。およそ0.67秒です。0.67秒、空中にいるためには何センチ、上がらなければいけないか。およそ45センチです。45センチ跳び上がるためには、水を何キロで蹴らなければいけないか。およそ185キロから200キロ。そこまでが私の仕事です。それを選手やコーチにお知らせし、トレーニングをつくっていきました。

今、スポーツの世界は、私のようにスポーツ経験がない人も指導ができるようになってきました。それはなぜかという、勝負に勝つためには、経験だけではなく、科学的な分析も必要となってきたからです。

睡眠

トレーニングをいくらやっても、きちんと寝なければその効果はうまく現れません。味の素と日本オリンピック協会が協力して、スポーツ選手やビジネスマンの睡眠時間を調べられました。

選手たちは1日当たりだいたい8時間、睡眠をとっていることがわかりました。一方、ビジネスマンの方は平均6時間です。

睡眠時間が6時間よりも短くなると、健康を害する可能性が高まるということは、もう既にデータとしてははっきり出てきています。一方、睡眠時間を延ばすと健康を害する場合があります。だいたい平均すると7時間から9時間の睡眠時間確保が望ましいと言われています。

睡眠にはどのような効果があるのか。脳を休ませることです。これは唯一、寝ているときだけです。

本当に脳を休ませるためには、夜の睡眠が一番よい。昼、日中にうとうとするのは、確かにそれも気持ちよいですが、本当に休ませるのは夜眠るときですから、昼寝もよいけれどせいぜい20分でやめましょう。それ以上、昼寝を長くすると、夜の睡眠に支障が出てしまうからです。

もし皆様方の中でトップ選手になりたいという人がいて、私どもが協力するとなると、長いスケジュール表を用意します。一番端に、例えばオリンピックに優勝という目標を入れます。その次に入れるのが、まとまった休養日です。そして、1日のスケジュールをつくるときに、最初に確保するのは睡眠時間

です。トレーニング時間はその後です。

私の使っている予定表には食事、仕事、睡眠、入浴の時間を入れますが、守れることはほとんどありません。だけど一応、きちんと入れておきます。終わったら必ずマーカーで消していくというやり方をしています。皆様もぜひ実践してみてください。

午後11時までに寝られることを理想としてください。なぜか。午後11時から午前2時までの間が、成長ホルモンという体を強くしたり傷を治したり回復をよくさせるホルモンが一番出る時間帯だからです。できたら、午後11時には熟睡しているということを理想にしてほしい。真夜中の12時を過ぎてから眠ると、睡眠の効果はとても悪くなってくることがわかっています。

人間は、生まれたときに生物時計（生体時計とも言われます）が体の中に繰り込まれています。胃の壁をつくっている細胞の寿命をご存知ですか。胃の壁の細胞の寿命は2日です。骨は10年です。およそ10年で全部の骨が一通り入れ替わります。内臓系のほとんどは3日～4日でどんどん入れ替わります。体の中は人間が勝手につくった時間とは関係なく、時が進んでいるわけです。そういうものに合わせた生活を理想とすることが健康づくりの基本です。

よりよい睡眠とは

熟睡するためには、床に入ったら、もう眠ることを第一にする。テレビを観ているうちに眠ってしまうとか、本を読んでいるうちに眠ってしまうというのは、基本的にはなるべく避ける。できればその間、少し呼吸を整える時間にする。深呼吸というよりも、ゆっくりと穏やかに呼吸してください。自分の呼吸を意識して、吸っている、吐いているということを感じ取りながら睡眠前は過ごしてください。そして眠る前には体を温めておいてください。

食事の後に体温は上がります。上がった体温はしばらくすると落ちてくる。この落ち始めが一番眠くなる。そこを理解すれば、眠りたい30分ほど前に体を温めておけば、眠りやすくなるということがわかります。

体を温める方法としては、お風呂に入るのも良い。温かい飲み物を飲むのも良いです。よく勧めるのはホットミルク。まず効果のないものはお酒。お酒を飲むとよく眠れる。これは本人が思っているだけです。脳の中は興奮しっぱなしで、熟睡するには好ましくないのです。

睡眠の研究では、羊が一匹、羊が二匹と数えて眠れる人は、ほとんどいないことがわかりました。これもあまり効果がなさそうです。それよりも眠る環境が大事です。光を消してみる、音をなるべく遮断する、というようにそれぞれの方に眠りやすい状況があると思います。眠る場所は眠るためだけに使うのが理想です。ただし、今は災害が突然起きることがあるので、室内照明を消すのはよいのですが、足元だけは安全のため、光は少し確保しないといけない。

人間がつくったライトの下に長時間いると、人間は眠れなくなってきました。1日に1時間か2時間は太陽の光を浴びる。これが非常に大事です。

深呼吸の怖さ

皆様方、この会場に来られてからずっと無意識に呼吸されています。炭酸ガスがほんの少し増えると脳がそれを感じ取って、呼吸しなさいと命令する。少し酸素が入ってくると、しばらく呼吸はよいと指令する。こういうことがリズムカルに、1分間に12回～20回繰り返されているわけです。

深呼吸で命を落とす場合があります。そのことをよく理解していないと、危険です。特に危険なのは水泳をする時です。

深呼吸を何度も何度も繰り返すと、炭酸ガスが体からたくさん出ます。脳はどう感じるか。炭酸ガスが少なくなったから、もう呼吸しなくてよいという命令を無意識に出します。このため、素潜り前に深呼吸すると、本人は知らぬうちに呼吸が止まってきて、大変な事態を招くのです。深呼吸はしてください。ただどいどきにするのは5回程度ということをきちんと頭に置いておかないと、何度も何度も繰り返すと、過呼吸と同じような状態となり、大変危険です。

食事（栄養補給）

プロテニス選手の話をして。テニスというスポーツはときどき4時間から5時間という時間を戦わなければいけなくなります。その間、少し休み時間があるとベンチに座ります。そのときに、4時間も動き続けると、エネルギーがなくなってくるので、その回復のためにバナナを食べよう指導しています。ゴルフも同様で、いったん試合が始まるとやはり何時間もかかります。エネルギーがなくなってくる頃、なかなか座ることができないため、歩きなが

らバナナを食べてもらいます。こういうところもスポーツでは最近大事にされています。

仕事の合間に、許されるならばときどき糖分の多いものを摂ると良い。グリセミックってご存知ですか。これは糖分の多い食べ物でも、すぐにエネルギーとして使えるものを順番に整理したものです。

食事が十分できないときに、すぐにエネルギーを摂らせないといけないから、病院ではブドウ糖注射を打つことがあります。これが一番早くエネルギーになります。

インターネットでグリセミック（またはGI）と引くと表が出てきます。表には数字が書いてあります。100が一番早くエネルギーになる。数字が小さくなるほどエネルギーとなるまでには時間がかかります。スポーツの場合は、85以上の食べるものを探して、食べなさいと指導します。85以上のものを食べれば、およそ30分から50分後にエネルギーとなります。

洋菓子よりも和菓子のほうが糖分から言えば好ましいと言われていました。これを少しとるだけで、血糖値が少しだけ上がる。これが大事です。

水分の取り方

水の飲み方も注意が必要です。ペットボトルで、よくスポーツ選手は水を飲みます。6年ほど前まで選手はよく顎をつき上げて、ペットボトルをぐっとあげて飲んでいました。これは危険です。水や食べ物を通す食道と、もうひとつは空気を出入りさせる気道があり、顎をしゃくりあげてゴクッと飲むと、ときどき食道ではなく気道の側にドツと水が入ることがあります。

ペットボトルで飲むときは、できましたら顎を軽く引いて、ペットボトルを上げてゆっくりと飲むようにしましょう。お年寄りの方がスポーツされるときはストローで吸うことをおすすめします。

スポーツの場合、水を飲むときは囁むという言葉を使います。要するにゆっくり飲みましょうということです。こういうことも大事なことです。

もう少し水の飲み方を説明します。ペットボトルの水半分ぐらいをグブグブッと飲んだとしましょう。体にずっと入ってくれるかと言えば、入りません。ペットボトルの半分ぐらいを一気に飲んでしまうと、胃の中に水がずっととどまり、肝心なところまで水がいなくなる。そうではなくて、2口、3口飲んだらやめる。また2口、3口飲む。少し飲む

ことを繰り返すという方法をとらないと水は効果的に吸収できなくなります。今年、プロ野球選手はほぼ全員が、こうした水の飲み方をしてくれました。

これから日本は冬でも熱中症が起きるといった危険性があると言われていています。だからこそ、これからも水を飲まれるときに、こうした注意をしてください。

お肉とコレステロール

お肉にはトリプトファンが含まれています。これは心を落ち着かせるという役割があります。ちょっと精神的にいらいらしてきたというときに、お肉などを食べると意外とおさまる人も出てきます。もうひとつあって、トリプトファンは脳の衰えを予防してくれる働きがあることがわかっています。

できれば、週に1回は動物の肉を食べる機会があるとよいでしょう。脂肪を取り除くとか、いろいろ調理法はありますが、基本的に赤身の部分を食べることがよいのです。

コレステロールには良いコレステロールと悪いコレステロールがある。悪いコレステロールが多くなると、血管を詰めてしまう。悪いコレステロールは食べ物ほとんど原因です。イクラとかウニ、貝類も含め軟体性のものを毎日食べることは避け、こういう食べ物は週に4回程度にしましょう。

前頭葉の働き

簡単な運動を今から一緒にやっていただきます。脳にやる気を起こさせる、一番大事な部分を刺激する運動です。

右の腕を上げてください。ジャンケンをします。勝負けではありません。そんなことやったら血圧上がりますから。私がいうものを素直に出してください。最初はグーです。ジャンケン・グー。次はチョキです。ジャンケン・チョキ。最後はパーです。ジャンケン・パー。順番いいですね。グー・チョキ・パー。

私がジャンケンと言ったらグー、ジャンケンと言ったらチョキというふうに切り替えてください。10回ほど繰り返しましょう。

今、実はやっていただいたジャンケン、脳にはなんの関係もないことです。ただやっていただいただけです。これから本番です。

今日は、右手でグー・チョキ・パー・グー・チョ

キ・パー、反対の手も同時に使うのですが、反対の手は負けるものを出していきます。

では両の手を出してください。勝つ手は途中で自分の都合で変えてはいけません。最後までずっと一緒です。今からこれを10回繰り返していただきますけれども、途中でもし間違えたら何度でもやり直しをしてください。

なかなか上手くいかなかったと思います。これは、こういうことです。実は間違えた方がよいジャンケンだったのです。間違えると脳にある前頭葉が興奮します。この興奮が、脳の老化防止に役立つのです。間違えなかった人の前頭葉は刺激を受けていません。間違えた方、お見事です。それで良かった。前頭葉が機能している証拠です。もう1回、言います。このジャンケン、間違えることに価値があったのです。

今こういうことが言われています。趣味を2種類もつ時代にきた。1つは、とにかく毎日、稽古、練習してうまくなるものを趣味として大事にする、これは生きがいになります。楽しみになってきます。もう1つは三日坊主の趣味をもつことが大事だということです。今から10年程前までは、脳のことがまだよくわかっていなかった。その時代までは三日坊主は注意されました。飽き性はもっとがんばれ、続けろと。

この意欲を出させる前頭葉は同じ刺激がくることが一番嫌なことがわかってきました。長続きしない方を外から見ていると、飽き性に見える。すべてが飽き性は駄目ですけれども、趣味ぐらいいは、あるいは毎日食事をするときぐらいいは、その食べる場所をちょっと変えてみてもよいと思います。

今日、ほぼ全員の方と私は初対面です。私は今日、いつもと違う刺激をいただいています。皆様も、湯浅というのは誰だろう、話を聞き新しい刺激を受けられているかもしれない。こういう目新しさ、新しいものにチャレンジする。もしくは下手なことでもあえてやってみるといったことが前頭葉を活発にするために大事なことです。

有酸素運動

有酸素運動は簡単に言えばウォーキングのことだと思ってください。脂肪が一番燃えるには、運動の強さが全力の60%以下が最適です。強くすればするほど効果は出なくなる。だからウォーキングは呼吸

が苦しくない程度の速足歩きがよいのです。

肉体疲労、精神疲労を取り除く一番は、ウォーキングです。酸素をたっぷりとりながら歩くことが、一番疲労回復によい。こういうのを積極的休息法といいます。疲れたなと思い、ドテツと横になっていると休めますが、ゆったりと15分ほど歩くよりも回復が悪くなります。呼吸が苦しくならない程度に、やや速足歩きしてください。

歩くことは、脂肪燃焼を高める効果があります。しかし、ただ歩くだけでは脂肪が燃える効果はほとんどありません。筋肉トレーニングをした後に、3時間から6時間後に歩くと、たっぷり脂肪は燃えるようです。そして15分は歩いてください。なぜかという、ウォーキングの効果がたっぷり出るのは10分が過ぎてからです。

朝、起床後に歩くことは、脳を目覚めさせるためと覚えてください。朝はてきぱきと動いてはいけません。救急車の出動回数が一番多いのは明け方です。人間の体は、明け方は無理がききません。朝はだらだら、昼はきびきび、夜はぼかぼかする程度に動く。こんなふうにウォーキングも考えていただけるとよいと思います。

余談ですが、歩くことと同じく、なるべく立つことをおすすめします。私は立って仕事ができる机を使っています。そして立ってすべて仕事をしています。授業中も立っています。座っていると足の疲れはそう感じません。しかし、腰への負担は、立っているときの1.4倍から1.5倍です。椅子に座っている皆様は、足は楽にしているけれど、腰に負担をかけているわけです。だからこそ、ときどき立つということも忘れてはいけません。

筋力がつく運動とは

私が大学の体育学部に入學したときに、ある先生の指導で腕の筋肉を強くする運動だということで、何をさせられたか。腕立て伏せです。またしばらくしたら、今度、足の筋肉を強くする運動だということで、何をさせられたか。膝の曲げ伸ばしです。しかし、これはどちらも筋肉を強くできる運動ではないことがわかりました。なぜか。今日仮に皆様方がもう駄目だというまで腕立て伏せをしたとする。仮に3回しかできなかった。毎日腕立て伏せを続けていたら、1か月後には20回できるようになっていきます。自分の体重を受けながら行う運動は筋肉の持久力、スタミナをつけることはできます。ところがぐつ

と強くなることはできないのです。じっと動かないで全力を発揮し続ける運動を行うほうが、より筋肉が強くなる可能性が出てくるのです。

その強くなる運動を皆様も行ってください。そうして強い筋肉を持ってください。強い筋肉をもてば日頃、もし力かけるような仕事があったとしても、楽にできるようになってきます。

指と肩の筋力がつく運動

指と肩の筋力がつく運動をご紹介します。ぜひそれを覚えていただいて、その運動を日頃少しでも試してみてください。利用者の方にも、筋力がどうも落ちてきたという方がおみえのようでしたら、その方にも教えてください。たった7秒で終わります。

まず自分の指を見ましょう。手のひらを自分のほうに向けて、指をよく見てください。ほぼまっすぐになっているでしょうか。特に40歳を超えられた女性の方に多いのですが、1番指先に近いところの関節から指がぐーっと横向きになる。それは厳密ではなく、パツと見た感じです。指先が曲がったまま伸びないという方も増えてきています。

四十肩、五十肩というように、あるとき肩が突然痛くなります。経験された方、安心しないでください。75歳を過ぎてくると、また再び七十五肩が起きてきます。また痛くなる。その原因のひとつは肩の筋肉が弱くなるからです。

指を組み合わせてください。そして組んだ手は、みぞおちよりもなるべく上にもってきてください。これから腕を左右に引っ張ります。全力で引っ張ります。

もうひとつのポイントです。組んだ両手をみぞおちまであげたら、肘を少し高めにします。あとは引っ張り続けます。全力で。ヨーイ、ハイ。1、2、3、4、5、6、7秒。はい、力を抜いて手をおろしてください。これで終わりです。

重いものをもって動かしても確かによいですが、回数やらないといけない。怪我をする可能性もある。今のように関節を動かさないと力を入れる運動は、怪我が大変起きにくい。なぜ7秒か。全力で力を入れて、1秒でも効果は出ますけれど、効果は少ない。3秒でも出ます。5秒でも出ます。ところが7秒が一番効果があると言われており、それより長くしても効果はあまり変わらないようです。

回数もそうです。1回でも3回でも5回でも、効果はそんなに変わらない。回数を増やせば今度は疲

れがたまります。

足の筋力がつく運動

では、次は足の運動です。これは、必ず毎日行ってください。先ほどのトレーニングは1日おきでも十分ですが、足だけは毎日やっておいてください。脚力は年とともに落ちていきますので、きちっとしたトレーニングをしなければいけません。

足首のところで両足が十字になるように交差してください。十字になるように足首を交差して、足首のあたりで足を重ねます。一方のアキレス腱の部分ともう一方の足の甲の上あたりが重なっています。膝をあまり伸ばさないでください。力が入りません。少し曲げ気味にしておいてください。両膝を閉じてしまうと力が出にくくなるので、膝を少し横に開いておいてください。

前にある足は膝を曲げます。後ろ側は膝を伸ばします。足首のところで、前後で押し合う運動です。全力で押し合ってください。押し合ったらそのまま力を入れっぱなしです。7秒間、全力を出し続けます。今度は前後の足を入れ替えて2回目、これで終わりです。

なぜこれは2回行ったかという、曲げる側の足が力を出すのは太股の後ろです。伸ばすほうは前です。だから一度入れ替えて、表と裏を行います。

今度は股関節の付け根。ここは日本人が一番弱い。お尻をいっぱい後ろに引いてください。そして背もたれに背を完全に預けておいてください。両手は座席の横をもってかまいません。両足一緒に上げてもらいます。上がるころまででけっこうです。上がり終わったらそこで止めます。疲れたらやめてください。

この筋肉は階段を上る時、何かをまたぐ時、ウォーキングの時などあらゆるところで使う筋肉ですから、ここもしっかり鍛えてください。

速筋と遅筋

筋肉には2種類あって、速く動く筋肉と遅く動く筋肉があります。速筋と遅筋です。私は速筋が多いので、パパパッと動くのが得意です。マラソンは苦手です。逆の方もいます。短い距離でパッと走るのが得意だった方は、たいてい速筋という短距離型の筋肉が多い方です。どちらもどちらだったなという方は、ほぼ半々ずつです。

日本人の平均は遅筋、マラソン型の筋線維が55%

です。速筋が45%。だから日本人から世界的な100メートル選手はなかなか出ないのですが、マラソン選手はどんどん出ています。

遅筋は年をとってもそんなに衰えません。年とともに衰えるのは速筋ですので、ときどき速く歩いてください。10mほどの距離でけっこうです。横断歩道を速く歩いて渡るということを、日々心がけるだけで転びにくい足ができてきます。転倒の一番の原因は、脚力低下と今まで言われていましたが、筋肉の質も問題だとわかりました。パッと動く筋肉を鍛えることが必要です。例えば、横断歩道を1日1回、ちょっと速めに渡ってみてください。

柔軟運動

まずは1日の仕事が終わって帰宅されたら、床の上でごろっと横になって、腕を上にも伸ばしてください。これもストレッチだと思ってください。体の軟らかさを保つことも大事なことです。

そして1日に1回、主な関節を全部動かしてください。頭をゆっくり前に倒します。ゆっくり起こしていきます。今度はあごを天に向けるように、後ろに頭を倒します。今度は喉のほう伸びます。ゆっくり戻します。頭を右に倒します。反対側の首筋が伸びます。起こします。今度は逆に倒します。はい、起こします。頭をゆっくりと右まわり、左まわり、どっちでもけっこうですから、頭をゆっくりまわしてください。1回まわしたら、今度は反対にまた同じようにゆっくり回してください。次に、肩を引き上げてください。首をすぼめるように。はい、おろします。

両肘同時に伸ばします。曲げます。手首をまわしてください。先ほどグー・パーとやりましたけれど、もう1回、グー・パー、グー・パーやります。次は、腰を回します。

座ったままでけっこうです。両ひざを伸ばしてください。伸びるところまで。次は、足先を床につけて、かかとを上げて、足首をくるくるまわします。両足一緒にでもかまいません。片方ずつでもかまいません。

靴をはいたままでけっこうですから、足の指でグーをつくって、パーをつくります。何回かやりましょう。はい、けっこうです。これだけのことです。

主な関節を一通り動かしておいてください。これだけで良いです。ご存知のように関節というのはしばらく動かさないと、動きがだんだん悪くなってい

きます。もっと動かさないと生涯、動かなくなり
ます。ですから、普段あまり動かない人は、1日1回
で良いですから、頭の前から足の先まで一通り関節
を動かす運動をしてください。

腰痛予防

箱を持ったりする時、ほとんどの方が腰を痛める
持ち方をしています。横をもって持ち上げると、腰
と肩を痛めます。箱があったとすると、例えば左は
手前の下を持ちます。右手はこの反対側の上を持ち
ます。そして引き寄せると、腰の負担がうんと軽く
なっていきます。

朝、顔を洗うとき、手で水をすくう人は、ひざを
伸ばして前に上体を倒します。これも腰を痛めます。
10センチの高さの箱を置いて、一方の足を乗せて、
もう一方のひざを軽く曲げて、体を前に倒すと、腰
と首の負担はずっと軽くなります。

日頃の生活でいかに負担を体につけないかとい
うことが大事になってきます。携帯電話やスマート
フォンを利用する方が増えたために、首を痛める人
が激増しています。なぜか。もうおわかりですね。
頭を前に倒しているからです。大人の頭はおよそ5
キロです。前に倒すと20キロから30キロの重さ
になって首にかかっていきます。正しい首の骨とい
うのは前に出て反っている。反っているのが正しい
首の骨の形です。まっすぐになると小指に痺れが
まず起こってきます。しばらくすると痺れが消え
ます。安心した途端に首が痛くなって、固定しな
いともう耐えられない痛みになってきます。

これから携帯やスマートフォンでメールを打た
れる方は、目の前に携帯をもってきて打つ。これ
が正しいやり方です。

できれば職場で、家庭で、何度か立ち仕事、
座り仕事が続いたら、床に仰向けになり、椅子に
足を乗せて、ひざと腰がだいたい100度前後で
曲がった姿勢をとってください。腰にかかる負
担がほとんどゼロになります。これが腰を休め
る一番良い姿勢になるわけです。職場でもでき
たら、こんな姿勢をとるようにしてください。

くしゃみをした時に、どれだけ腰に負担がか
かるかを調べた人がいます。480キロぐら
いかかります。軽くても300キロ。その力
から腰を守るために正しいくしゃみの仕
方も覚えなさいといけません。

座っているときのくしゃみの仕方を今日、
一緒にやっただいて、この講演を終わります。
今くし

ゃみ出そうです。一方の手を口にあてて
ください。もう一方の手はひざに置いて
ください。そして体を前に倒します。背
をちょっと丸めます。頭を軽く前に倒
します。一呼吸おいてから、静かに、く
しゅん。ぜひともこういうことも注意
してください。

おわりに

今日のお話をまとめます。

立つことができるうちは、1秒でも長く
立つことが健康につながります。歩ける
方は、一歩でも多く歩くことが健康に
つながります。そしてそれだけでは足
りませんから、足首で足を交差してぐ
っと押し合う運動を行って、脚力を
つけてください。

体全体の関節を動かして、軟らかさを
残しておいてください。仕事の合間、も
しくは帰宅してから、床に仰向けにな
り、足を椅子に乗せて、腰を休ませ
てください。指を組んで、腕をみぞお
ちまで上げて左右に7秒間引っ張っ
てください。

食事のことも、睡眠のことも今日お
話させていただきましたが、こういうこ
とを日々実践されれば、おそらく死
ぬ直前までトイレに1人で行くこと
ができる体が維持されるはずですよ。
これを目指していただきたいという
思いで、今日はここにきました。

もし役に立つなと思うことがあつたら、
皆様自身もまず行ってみてください。
さらにもうひとつ、これならば利用
者の皆様にもできるというものがあ
れば、ぜひ試してみてください。

どうもありがとうございました。

厚生労働省

「社会保障審議会福祉部会報告書」がまとまる

平成27年2月12日（木）、都内にて第14回社会保障審議会福祉部会が開催され、とりまとめに向けた最後の議論が行われた（第1回から第4回までの開催概要については、「全救協No.146号」7～9頁を参照）。福祉部会の最後に、田中部会長は「今回の報告書の内容は、小規模な社会福祉法人には厳しいものかもしれないが、世間の声はもっと厳しい。この部会の提案はそうした厳しい声に対応するための案である。厳しい面はあるが、愛情があるものとして理解してほしい」と述べた。その後、「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」（以下、「報告書」）が取りまとめられ、同日付けで厚生労働省ホームページに掲載された。

「報告書」は、これまでの福祉部会における審議を整理し、社会福祉法人制度の見直し等について、制度的な対応が必要な事項を中心にまとめられている。

「報告書」に挙げられた社会福祉法人制度改革の対応の方向性（主な内容）は以下のとおり。

【経営組織の見直し】

- 評議員会の必置化、議決機関化（理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議）
- 理事・監事等の権限・責務・責任の明確化（理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として位置付ける）
- 理事の定数については、現行の6人以上という定数を法律上明記
- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の定数については、「理事の定数を超える数」とすべき。また、任期については、4年とすべき。一方、小規模法人について定数の特例を設ける経過措置が必要
- 理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにすることが必要
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務化
- 会計監査人の設置義務化の対象とならない法人に対して公認会計士、税理士等による財務会計に係る点検等を指導

【透明性の確保】

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への

拡大

- 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準、役員報酬総額、親族等関係者との取引内容のインターネットによる公表の義務付け

【適正かつ公正な支出管理】

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等の区分ごとの報酬総額の公表、個別の役員報酬額の所轄庁への報告を義務付け
- 親族等関係者への特別の利益供与を禁止
- 開示対象となる関連当事者の範囲や取引額を拡大

【地域における公益的な取組の責務】

- すべての社会福祉法人に対し、日常生活又は生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを供給することを責務化（利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等）

【内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下】

- 内部留保のうち事業継続に必要な最低限の財産（①事業に活用する土地、建物等、②建物の建替、修繕に必要な資金、③必要な運転資金）を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化
- 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「再投下計画」）の作成を義務付け（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討）
- 「再投下計画」については、「地域協議会」による福祉ニーズの反映、所轄庁の承認、公認会計士等の関与等の措置を講ずる

【行政の役割と関与】

- 勧告等の指導権限規定の整備
- 外部の機関等の積極的な活用による所轄庁の指導監督の機能強化
- 都道府県の管内の市による指導監督を支援する役割、国の適正な運営を確保する役割を明確化

【社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し】

- 退職手当の支給水準について、国家公務員退職手当制度に準拠し、長期加入者に配慮したものとす
- 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に緩和（現在は2年以内）
- 措置施設・事業（救護施設）については、他の経営主体の参入がないこと等から、公費助成を維持

○障害者支援施設への公費助成の見直し（保育所については、更に検討し、平成29年度に結論）

なお、本会が厚生労働省に要望している措置費の弾力的運用に関しては、地域における公益的な取組の責務の中で、「地域における公益的な取組を責務とするに当たり、措置費や保育の委託費の用途制限について見直すほか、本部経費について弾力的な運用が必要との意見があった」と記載されている。

「報告書」は以下のURLにてご確認ください。
[厚生労働省]

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（福祉部会） > 第14回社会保障審議会福祉部会 資料

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000074116.pdf

厚生労働省

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）が開催される

平成27年2月23日（月）、厚生労働省の講堂にて、全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）が開催された。

社会・援護局からは社会関係で、①生活困窮者自立支援制度、②生活保護の適正実施等、③社会福祉法人改革、④福祉・人材確保対策、⑤社会関係の法案・予算について説明があった。

この内、生活困窮者自立支援制度の施行（平成27年4月）に向けたポイントは以下のとおり。

【予算の確保】

○新たに生活困窮者自立支援法に基づき実施される事業に加え、セーフティネット補助金による事業や臨時・緊急的措置として行われてきた住まい対策基金による事業を、新法に基づく事業の体系の下に再編。これらの実施に必要な予算として約500億円を計上

○法律の枠組みを得て、より安定的な財源として確保したところ。各自治体において、生活困窮者に対する実際の支援として具現化していくことが重要

【包括的な体制の構築】

○必須事業である自立相談支援事業によるコーディネートの下、任意事業も組み合わせ、さらに様々

な制度・事業を活用して、包括的な支援の実現を図る

○とりわけ、対象者の早期発見や包括的な支援を行うことができるよう、各首長のリーダーシップの下、庁内の関係部局や外部の関係機関との緊密な連携体制を構築することが重要

【人材の育成】

○新制度の成否は支援に従事する人材にかかっており、今年度から当分の間、国において自立相談支援事業の養成研修を実施。併せて、各自治体において、地域における伝達研修などを実施し、ノウハウの共有を図ることが重要

【法施行後の取組】

○法施行後も、実施状況を確認しながら、着実に支援体制を拡げていくことが重要。国も自治体と丁寧な相談しながら、制度の充実・運用の改善を図る

〔住宅扶助基準ならびに冬季加算の見直し〕

生活保護の適正実施等については、住宅扶助基準の見直しや冬季加算の見直し等の考え方と影響額等が示されている。

住宅扶助基準については、①単身世帯の住宅扶助上限額の適正化、②2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化、③地域区分の細分化、④床面積別の住宅扶助上限額の新設が見直しの考え方である。

影響額は国費ベースで平成27年度△30億円程度。減額は契約更新時まで猶予されるが、契約更新時期は徐々に訪れるため、影響額は30年度で平年度化されると見込んでいる。施行時期は平成27年7月予定。

冬季加算については、①地区別の冬季加算の水準の適正化、②世帯人数別・級地別の較差の是正、③光熱費以外の冬季増加需要への対応が見直しの考え方である。特別な事情への配慮として、傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合に、冬季加算では賄えない暖房費用について、必要最小限度の額を支給可能としている。影響額は国費ベースで平成27年度△30億円程度。施行時期は平成27年11月（一部地域は10月）予定。

資料は以下のURLにてご確認ください。

[厚生労働省]

ホーム > 政策について > 組織別の政策一覧 > 平成26年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/tp0219-1.html>

ブロックだより

北陸中部地区救護施設協議会 近畿地区救護施設協議会

全救協では、利用者の人権を尊重した支援の推進に取り組み、救護施設職員への人権を尊重した支援の徹底に努めています。146号の「ブロックだより」より、各地区・施設における救護施設職員への人権を尊重した支援をテーマに会員施設からご寄稿いただいています。今回は、北陸中部地区、近畿地区からのレポートで、八尾園（富山県）と南光園（兵庫県）の取り組みをご紹介します。

北陸中部

八尾園での職員への人権を尊重した支援に向けた取り組み

八尾園（富山県） 施設長 西浦 博

※本稿における写真の掲載につきましては、ご本人等の許可を得ております。

【はじめに】

平成23年に障害者虐待防止法が成立し、障害者の人権に対する意識がいっそう高まり、この意識をさらに高め、定着させていくために、さまざまな取り組みが行われています。今回、現場の取り組みの一端を例示し、人権を尊重した支援と、その課題について考察していきたいと思えます。

当施設の基本理念は、「個人の尊厳と人権擁護に基づく倫理観を共有し、専門的知識と技術によって利用者一人ひとりの自己実現と福祉の向上に貢献していきます。」を掲げています。特に個人の尊重及びプライバシーの保護、自己決定権の尊重を重視したサービスの提供に努めています。

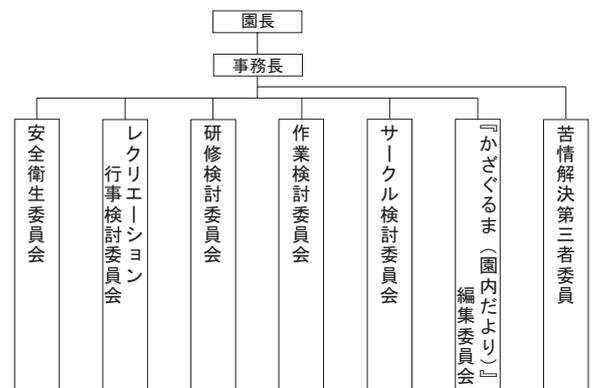
こうした理念を基に人権を尊重した支援を行うため、以下の取り組みを行っています。

【人権擁護（安全衛生）委員会の設置】

八尾園では、平成18年度に人権擁護委員会を設置しました。利用者から相談があった人権擁護に関する苦情や相談は、担当の職員が具体的に「苦情・相談事例記録」に記入します。その後、利用者の担当寮棟の関係職員で対応を協議し、問題の解決にあたっています。人権擁護委員会では、その記録（問題解決の対応策や事後評価）をもとに、定期的に協議の場を開き、個々の事例の対応方法に問題はないか検討しています。また施設として目指すべき方向性を

決定し、全職員・利用者に周知させる取り組みを行っています。

図1 八尾園の委員会



人権擁護委員会の協議

【ふれあいの日の制定】

月に一度「ふれあいの日」を設けています。その日は優先業務を“ふれあい”とし、利用者が気軽に相談してもらえるよう、相談室・各寮棟のスタッフルームを開放しています。日頃、日勤作業や外勤などで日中に相談する時間が取れない利用者の姿も多く見受けられます。利用者の多くは自分の悩みや利用者同士のトラブル、生活のしづらさを訴えます。

職員は相談内容を協議し、翌月までには利用者に回答しています。この「ふれあいの日」の制定の効果として、指定された相談日があることで、相談業務が日常化しやすく、職員と利用者の信頼関係の増加や、日頃から気軽に相談をする雰囲気作りにもなっています。



相談室の様子

【利用者アンケートの実施】

利用者に人権への意識を持っていただく取り組みのひとつとして、常時アンケートを実施しています。内容は、施設生活への満足度、現在の悩みといったものです。利用者が多く集まる食堂の入り口付近にアンケート箱を設置し、大きな見出しで、記入を促すポスターも掲示しています。またアンケートは匿名性もあることから、普段は相談に腰が重い利用者にも有効であり、職員や施設に対する忌憚りの無い意見を聞く貴重な方法となっています。



アンケート箱設置



利用者によるアンケート記入

【施設外の機関等との連携、研修】

○苦情解決第三者委員

苦情解決第三者委員による相談を行っています。それにより利用者は、職員に相談しづらい事案も、第三者委員に相談することができ、中立の立場で(客観的に)助言をもらうことができます。

○富山県福祉サービス運営適正化委員会との連携

富山県社会福祉協議会に設置されている「富山県福祉サービス運営適正化委員会」と連携を図っています。人権擁護の観点から指導と助言をもらい、施設運営の参考にしています。

○研修会への参加、勉強会の開催

全国社会福祉協議会や富山県で開催される“障害者虐待防止・権利擁護”に関する研修会への積極的な参加と、権利擁護の考えを周知してもらうため、施設内での勉強会を開催しています。

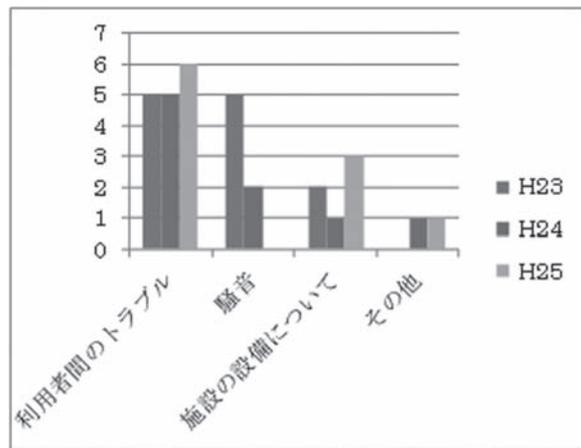


ポスター掲示

【平成23～25年度の苦情相談事例の考察】

過去3年間の苦情・相談の事例はほとんどが、利用者間のトラブルによるものです。職員に対してのものがほぼ無いことをよしとするのではなく、あることが当たり前という前提で、利用者の動向をしっかり注視し、訴えの裏にある問題を的確に捉えることが大切だと考えます。

表1 苦情相談の件数



【提言・まとめ】

対人サービスを提供する福祉の職員は、日々の仕事そのものが人権に関わっていると言えます。利用者の人間としての人格や尊厳を尊重し、守秘義務を守り、暴力や威圧的な態度を取らないことはもとより、支援者としての自覚を持ち、模範となる態度や行動を取ることが大切です。また、利用者と一緒に

何かに取り組んだり、一緒に会話して笑ったり、悩んだり、あなたのことを思っていますという“思いやりの心”を持つことが何よりも大事です。

八尾園はこれからも、利用者主体に、一人ひとりときちんと向き合いながら意見を聴き、その人に合ったサービスをその人と選び、実践していきたいと思っています。

近 畿

南光園での人権を尊重した支援に向けた取り組み

南光園（兵庫県） 相談員 宇治山 真好

【虐待防止委員会の設置とマニュアルづくり】

南光園では、障害者虐待防止法施行元年である平成24年に虐待防止委員会を発足しました。まずは、障害者虐待防止法に基づき、障害者の権利や虐待防止の重要性の再確認と利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上のため、マニュアル作りを開始しました。

マニュアル作りにおいては、①未然に防止、②早期に発見、③再発防止、の観点を盛り込みました。当初、委員会では、毎月の職員セルフチェック(全社協の障害者虐待防止の手引きチェックリストVer.3)の実施や結果のフィードバック、虐待に関する知識の習得及び普及、それに伴う職員の意識改善といったことを行いました。

【取り組みのマンネリ化】

セルフチェックを重ねるごとに“できている”の項目が増え、職員の意識改善が前進していると感じる一方で、“虐待”について過敏になっている面があり、職員の粗探しをしているような感覚もありました。また、セルフチェックの結果を十分に活かすことができず、全体像が見えないまま、具体的に展開できていない状態で、マンネリ化しつつありました。

【虐待防止委員会改め“サービス向上委員会”】

そこで委員会では、暴力などの身体的な虐待はないという前提で、それ以前の「未然に防止」ということに焦点を当てました。

私たちが「人権意識」を高めることが必要であり、人権や権利擁護、人権侵害というような視点をもつ

て、自分たちが日ごろ行っていることを振り返って、見つめ直す(気づく、考える)きっかけがつけられるような取り組みが必要だと考えました。

施設内で悪気なく知らず知らずに行っていることが利用者の能力を低下させることになり、その積み重ねが広い意味で人権侵害の芽となり、私たちが気づかないまま定着して広がるといったことがあるとしたら、それは意識的に改善していかなくてはなりません。

また、職員一人ひとりがそうしたことを少し意識するか、しないかによって支援の質も大きく変わると思います。具体的には①金銭面、②買物、外出、嗜好品、③衛生面(洗濯、入浴など)、④健康(受診、薬など)、⑤その他になります。

上記の各場面におけるセルフチェックを行い、先の通りの視点で振り返りを行っています。

取り組む方向性の再確認と同時に、委員会名を“サービス向上委員会”と改めました。それには、虐待防止という言葉への敬遠しがちなイメージの払拭と、虐待防止の枠組みの中で、人権の擁護・尊重に意識を置きながら、最終的に利用者個々へのサービスをより豊かなものにしていくという目的を明確にしたかったためです。

【おわりに】

南光園は平成26年で34年目を迎えました。脈々と受け継がれる伝統の中でその歴史を刻んできたわけですから、その伝統を大切にしつつも、一方で今まで当たり前に行われてきた支援にこそ、職員一人ひとりがまずは疑問をもち、考えていくことが大切です。

“気づき”の感性を高めていくことが、より豊かな利用者生活支援に繋がり、ひいてはサービス向上委員会の存在意義であると考えています。

行動指針レポート

東北地区救護施設協議会
中国四国地区救護施設協議会
九州地区救護施設協議会

平成26年度は「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」への取り組みの中間年度になります。

全救協では「行動指針の手引き」の作成や「行動指針に示された生活困窮者支援の実施状況調査（継続調査）」を行いながら取り組みの推進を図っています。さらに、全救協会員施設の皆様に「行動指針」をよりご理解いただくために、146号から各地区・施設における「行動指針」に掲げる事業の実践レポートをご紹介します。

今回は、東北地区（東山荘（宮城県））、中国四国地区（津山広済寮（岡山県））、九州地区（真和館（熊本県））からのレポートです。

東北地区

救護施設東山荘における『行動指針』への取り組み

救護施設 東山荘（宮城県）
生活支援員 壹岐 広美

※本稿における写真の掲載につきましては、ご本人の許可を得ております。

<はじめに>

救護施設東山荘は、仙台市の中心部から車で約20分程の所に位置し、大学や専門学校が立ち並ぶ住宅街の中にございます。今年で創立48年目を迎えます。

現在東山荘には、21歳から80歳まで、100名を超える方が入所され生活しております。そのうち入所して5年未満の方が半数の49.5%を占めており、ここ数年で新たに入所された方が多くいらっしゃいます。また、重複障害も含めて何らかの精神疾患を持っている方が全体の80.4%と8割以上にのぼっております。精神疾患を有する方の割合は数年前までは50%程度にとどまっておりましたが、東山荘も精神病院からの退院促進事業の窓口となっており、ここ数年で精神疾患を有する方の新規入所が急増しております。また、地域定着支援センターや障害者調査支援委員会との連携のもと刑余者の受入も行っております。

さて、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に関しましては、東山荘では現在、<一時

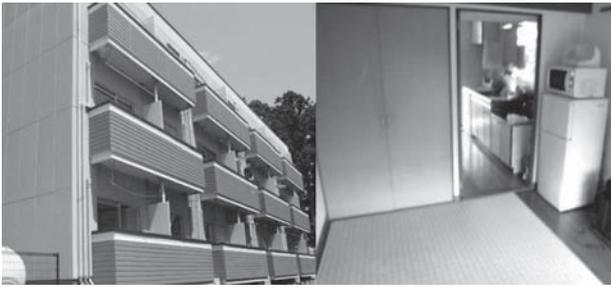
入所事業><居宅生活訓練事業><保護施設通所事業>の3つに取り組んでおります。さらに、施設独自の取り組みとして、<就労支援><地域住民との交流>を積極的に行っております。

<一時入所事業>

東山荘では、平成24年度から、一時入所事業を開始しました。精神病院を退院可能な状態となっている方が施設での生活を体験するために利用したり、支援を必要としている人の緊急保護や、一時的な施設利用による生活の改善を目的としています。24年度は7名、25年度は8名、26年度は上半期のみで14名の利用がありました。そのうち合計8名の方が、長期入所へ移行しております。

<居宅生活訓練事業>

東山荘では、自立の希望を持ち、将来地域生活へ移行できる可能性を持つ利用者の方を対象に、居宅生活訓練を実施しています。東山荘から徒歩3分程の所に訓練用のアパートを借り、一人一部屋を使用して将来地域で生活していくことを想定した様々な訓練を行っています。訓練用アパート内の掃除や洗濯、ごみの分別、簡単な調理訓練といった基本的な家事はもちろん、服薬管理や金銭管理等を段階を踏んで行っています。集合住宅での基本的なマナーや近隣の一般住民との関わり方等も身に付けて頂き、地域の中でトラブルなく生活していけるよう訓練を行っています。



▲訓練用アパートの外観／室内

<保護施設通所事業>

東山荘では25年度から新たに、保護施設通所事業に取り組んでおります。地域に暮らす被保護者に生活全般における様々な支援を提供することで、孤立を防ぎ、安定した地域生活を継続していただくことを目的としています。現在、22年から25年の間に居宅生活訓練を経て東山荘を退所され、GHで生活している方や、施設入所経験はないが、地域で生活していて支援を必要としている生活保護受給者の方を対象に支援を行っています。支援内容は、通所して様々な支援を受ける通所訓練と、職員の訪問によって支援を受ける訪問指導の2つがあります。事業を開始して2年目に入りましたが、職員の付添なしで一人で通院することができるようになった方、作業を通して自信をつけ、以前から希望していたパソコンのスキル習得に挑戦をはじめた方等、利用者の皆さんそれぞれに成長している様子が伺えます。



▲作業訓練風景（畑で里芋の収穫）／収穫した大根

<就労支援>

平成24年4月23日、利用者の就労訓練の場さらには地域交流の場として、東山荘から徒歩5分程の所に、ショップ「夢見の杜」をオープンしました。現在、日替わりカレーを看板メニューとして掲げ、ワッ

フルやドリンク等の軽食を楽しめるお店として運営しています。材料の仕入れから食材の下ごしらえ、調理、開店準備、接客、商品陳列、清掃、後片付けまで、一連の店舗業務を全て利用者が主体となって行っています。オープンから3年目を迎えましたが、徒歩2分程の所にある大学の学生のお客様をはじめ、地域のお客様に多くご来店頂いています。また、地域の生活保護受給者のお客様には無料でご注文の品を提供させて頂いております。



▲『夢見の杜』外観／看板メニューのカレー&ワッフル

<地域住民との交流>

25年度からはさらに、「夢見の杜」店内に「福祉なんでも相談所」を設け、地域の相談支援事業所として、地域の方からの福祉に関するご相談を随時お受けする体制を整えています。毎月1回、店舗を貸し切って「福祉お役立ちセミナー」も開催しています。介護保険制度について分かりやすくお伝えしたり、精神疾患について学んだり、介護予防・転倒予防の為に軽運動教室を開いたり、様々にテーマを変えながら、法人事業所の地域包括支援センター、ケアプランセンター、障害者相談事業所、特別養護老人ホーム、認知症型デイサービス、グループホーム、そして東山荘が連携し、社会福祉法人としての専門性を活かした情報を地域に向け発信しています。また、災害時の施設機能の提供としては、東日本大震災の教訓を生かして、100名分相当の毛布・食料・暖房器具の備蓄をし、施設内の交流ホールでの支援体制を構築しております。

今後必要とされている方に、制度外においても適切な支援が提供できるよう、法人をあげて取り組んでいきたいと考えています。

居宅生活訓練事業に取り組んで ～自由な時間と責任ある生活を～

社会福祉法人広済会救護施設津山広済寮（岡山県）

常務理事 清田 寂源

【はじめに】

救護施設に対して循環型セーフティネットという表現が用いられるようになる一方で、津山広済寮は入寮者にとっての最後の居場所である、と私たちは少なからず考えて支援を提供してきました。

それは、開設当初からの入寮者も含め、多くの方が最期まで寮内で過ごしたいと話してくださっていたためでもあり、本事業は先のような職員と入寮者の思いを抱えつつ開始することになりました。

【事業の内容】

現在、入寮者の退所理由は死亡退所が4割であり、多くの入所者が重度の障害や高齢のために長期にわたって寮内で過ごされています。そして、その中から今回は比較的年齢の若い2名を対象としました。

対象者は、61歳男性と56歳男性の2名で、両名とも入寮後5年以上が経過しており、疾患のため歩行には杖を必要としていました。

居宅として、近隣のマンションを借り受け、1人1室で入居することとしました。そして、家具等の生活に必要なものを買揃え、2名の女性職員を担当として事前の訓練事業計画を立てました。

居宅での生活が始まってみて、最初に問題となったのは金銭管理に関することでした。買い物の際にレシートを逐一受け取ることは抵抗があり、金銭管理の計画を立てることも、やや困難でした。また、異性である女性職員の訪室に抵抗を感じられることもあり、男性職員による相談も併せて行うこととしました。

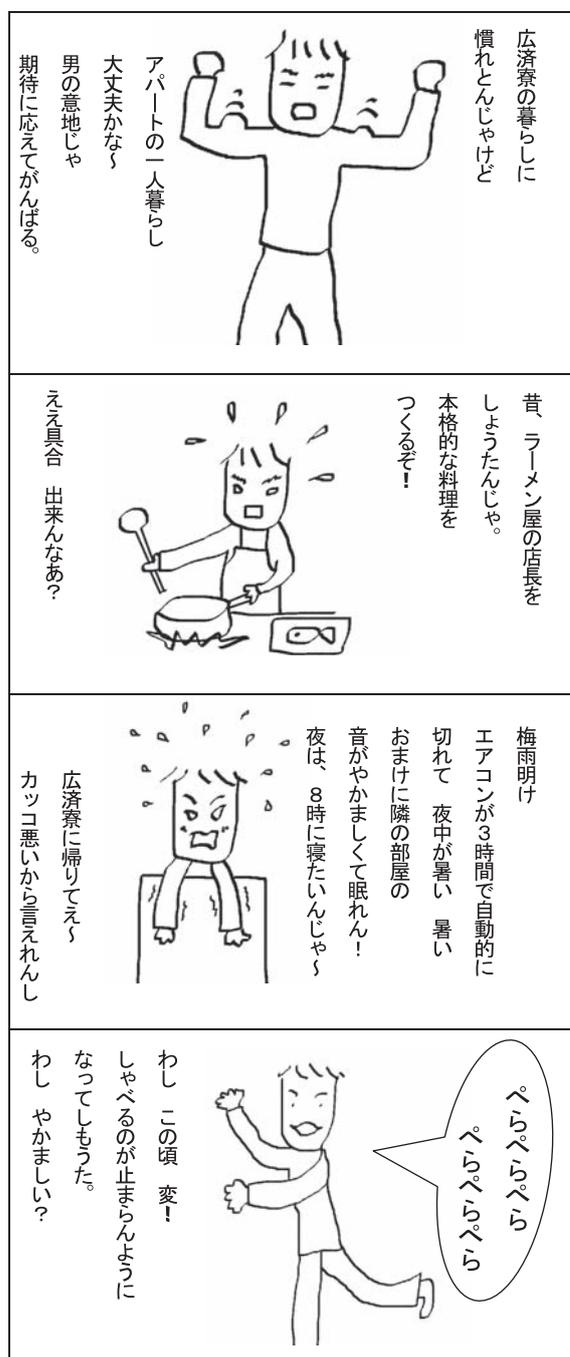
しばらく経つと、61歳男性は急な環境の変化によって興奮が治まらなくなってしまい、職員への要求や暴言も続き、本人の希望で精神科病院へ一時的に入院することになりました（図1参照）。

その後は、あらたに66歳女性を対象者として、訓練事業を継続しました（図2参照）。現在も、その2名で事業を継続していますが、共に居宅での生活

を楽しまれていて、男性対象者は毎朝自主的に公園で体操をされています。

また、女性対象者は食事会を計画して、居宅であるマンションへ職員数人を招いて食事を振舞って下さいました。

－ 61歳男性の場合（図1）－



【事業の成果】

事業を開始して、わずか半年余りですが成果として、施設生活の閉塞感が緩和されたと感じています。そして特に年齢の若い入所者にとっては、機能訓練の励みとなっています。

しかしながら、救護施設は家族や棲家のない人が落ち着ける最後の居場所としても機能しています。

死亡退所された方の多くは、現在、隣地にある寺院境内の供養塔に埋葬されています。そして月に1度、すべての入所者がこの供養塔に手を合わせています。入寮者は、最後の居場所で一緒に生活した人たちに自分の最期を見送られることに安堵しているようです。

【おわりに】

地域生活への移行に向けた取り組みは、もちろん、とても重要です。しかしながら重複障害がある高齢の入所者が、居宅生活へ移ることは極めて困難であり、その他にも地域性等を考慮すれば、一概に地域移行を施設全体で推し進めるのは難しいのが現状です。

私たちはこれからも救護施設の在り方を考えつつ、できる限り、すべての入所者の暮らしを大切にできるよう、これからも一生懸命考えていきたいと思えます。

—66歳女性の場合（図2）—



九州地区

真和館の社会貢献事業 「HAPPYプログラム」

救護施設真和館（熊本県）
指導員 村崎 文子

【HAPPYプログラムとは】

HAPPYは幸せ、幸せプログラム。いいネーミングだな～と皆様思われたことでしょう。

本当は、Hizenn Alcoholism Prevention Program by Yuzurihaこの頭文字をとってHAPPYです。

このプログラムは、アルコール依存症予防のためのもので、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターが開発しました。

【プログラムの特徴】

真和館には、アルコール依存症の方がたくさん入所されています。様々な取り組みを実施するなかで、

入所者の方々はよりよい生活を取り戻され、職員の対応力もアップしてきました。

いざ、真和館としての社会貢献を考えた時、アルコール依存症になる前の「予防活動」に着眼し、HAPPYプログラムを実施していくことになりました。

このプログラムの特徴は、①ブリーフ・インタビュー（短期介入）、②アルコール健康教育、③介入の構造化・マニュアル化されていることです。ブリーフは「短い」という意味で、1～3回のセッション・1回の時間は、60分～90分くらいです。

また、①1日に6ドリンク（ビール500mlを3本または日本酒3合弱）以上飲酒している多量飲酒者の飲酒量を1日2ドリンク（ビール500mlを1本または日本酒1合）以下の飲酒に減らすこと、②アルコール依存症が疑われる人をアルコール専門医療機関につなげることを目指しています。

【プログラムの内容】

第1回セッションではAUDITというスクリーニングテストを実施し、飲酒問題の程度を評価したあとにアルコールに関する基礎知識を学び、目標を設定します。約1か月後の第2回セッションでは、飲酒日記の振り返りを行い、危険な状況の対処法について考え、目標の見直しを行います。さらに約1か月後の第3回目セッションでは、お酒を減らすことができたコツや生活の変化などについて深め、今後に向けて考えていきます。

【プログラムの効果】

すでに6人の方が受講されました。目標として、休肝日を週2日にする、普段の量を減らし、飲み会の時には制限しない、焼酎のお湯割りを6：4から7：3にする、一升瓶を1週間で飲む、など設定されました。

その工夫として、近くの飲食店では飲まない、運動する時間を増やす、途中からノンアルコール飲料に切り替えるなどを実践されました。そのおかげで、受講前に比べみなさんの飲酒量は減りました。

「自分の飲酒について見つめ直すことができた」という声をもっとも多く、ジョギングを始めたり、いっしょに禁煙された方もいるなど、さらに健康な生活へシフトされています。なによりお酒について

明るい雰囲気でお話をすることができています。

私事になりますが、父親がアルコール依存症で、その影響を受けて育ちました。悩み・苦しんでいた時に、アルコール依存は病気であり、治療の方法があることを知りました。知識のないことで間違った対応をしていた自分がとても情けなく思えました。

また、保健師として働いてきましたので、本人・家族からの相談を受けたり、家族教室なども実施してきました。お酒のために「こんなはずではなかった」と思い悩む人が一人でも減ることを長い間願って過ごしてきました。HAPPYプログラムを実施できることは、描いていた夢が叶う時であり、私がHAPPYそのものなのです。

【おわりに】

現在、広報活動にも力を入れています。福祉事務所の生活保護担当の職員会議や、健康診断後の保健指導を実施される保健師さんに、あるいは、飲酒運転予防の観点から自動車販売協会の会議でもお話しをする機会をいただきました。

平成26年6月1日にアルコール健康障害対策基本法が施行されましたので、今後はますます総合的な対策が展開されていくことでしょう。これからも、安心して暮らすことのできる社会を目指して真和館の社会貢献事業として着実にこの取り組みを進めていきたいと思っております。



福島県浪江ひまわり荘（仮設施設）への訪問レポート

平成26年9月18日（木）、全国救護施設協議会（以下、全救協）は平成24年3月より東京電力福島第一原子力発電所の事故のため仮設施設を利用されている福島県浪江ひまわり荘を訪問し、利用者の生活状況等の視察や施設役職員との意見交換を行った。その概要を以下に、報告する。

○訪問先

福島県浪江ひまわり荘（仮設施設）

〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原2-2

TEL (0248) 21-9551 FAX (0248) 25-3973

（対応者）福島県社会福祉事業団 サービス向上部長 石井 重康 氏

福島県浪江ひまわり荘 園長 福尾 絹子 氏

〃 次長 薄葉 一子 氏

東北地区救護施設協議会 会長／

郡山せいわ園 理事長 難波 朝重 氏

郡山せいわ園 施設長 折笠 春実 氏、他

○訪問者

全救協 会長 大西 豊美

全救協 副会長 本田 英孝

全救協 副会長 山田 敏昭

全救協 総務・財政・広報委員長 田坂 成生

全救協 制度・予算対策委員長 松田 昌訓、他



○訪問内容

（1）福島県社会福祉事業団本部へのご挨拶

- ・法人本部を訪れ、甲賀敬副理事長、高阪泰二常務理事・事務局長等に訪問の挨拶を行った。
- ・このなかで、甲賀副理事長から仮設施設建設にあたり全救協から支援いただいたことについて改めて御礼の言葉をいただくとともに、当時の様子を知る者が少なくなる中、全救協の支援を後世に伝えていきたいと述べられた。
- ・大西会長は「職員も被災されていて大変だったと思う」と述べ、福尾園長は「31名の被災した職員も現在は退職や異動により10名となっている。住居の購入やアパート等への転居により、現在、仮設住宅利用者は1名となっている」ことを報告した。

（2）福島県総合社会福祉施設「太陽の国」

- ・仮設施設のある、「太陽の国」敷地内の各施設を車窓から見学。
- ・「太陽の国」には21の施設・事業所があり、利用者総数は約1,250名。およそ670名の職員が働いている。給食センターがあり、一日平均2,700食を作っている。
- ・また、「太陽の国」には福島県浪江ひまわり荘の他に、救護施設福島県からまつ荘（定員130名）がある。

（3）浪江ひまわり荘訪問

- ・福尾施設長はご挨拶の後、ひまわり荘の現状報告の中で、震災当時の様子から現在の仮設施設の利用状況について説明した。仮設施設の使用期間は1年ごと（5月）の更新となっていることを報告した。
- ・大西会長は挨拶の中で、「支援されている職員が被災され、また原発のため先が見えない厳しい中、ひまわりのように前を向いて、復興に向けてこれからも頑張ってください。本会もひまわり荘の発展のためにできる限りの協力を行って参りたい」と述べた。
- ・施設内を見学し、建物は2年が経過したものの、丁寧に使用されている様子が伺えた。ガラス戸は大雨が降ると水が浸入してしまうとのことであった。
- ・意見交換では、浪江ひまわり荘から役職員約20名が参加。以下のような意見交換があった。

（全救協）施設の掲示物を拝見し、利用者主体の支援をされている様子がよく分かった。一方、職員の皆様が仮設施設で支援され、いろいろとストレスが多い中、心の健康を維持するためにどのようなことを実践されているのか伺いたい。

（浪江ひまわり荘）平成25年度に「ひまわり会」を発足した。役職員に加え、OB職員も参加し、当時の苦労話やそれぞれの現況や施設のその後を共有し、交流を深めている。法人内の別の施設への人事異動も活用している。

（全救協）一番の悩みは何か。

（浪江ひまわり荘）（仮設施設利用がいつまで続くのか）先が見えないことが一番の悩みである。仮設施設使用期間は1年ごと（5月）の更新となっている。浪江町にもどれる目途も立たないため、中期計画を立てることができない。

（全救協）敷地が広く、新しい施設を建てるといっても考えられるのではないか。

（浪江ひまわり荘）お世話になった浪江町、福島県全体の計画もあり、法人だけの判断では先にすすむことができない。原発のことがなければ、復興も早く進んだと思う。しかし、真摯な職員に支えられ、ここまで来れたことに感謝している。

○その後、12月3日に厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐等と大西会長等が意見交換を行った際、こうした現況を伝え情報を共有している。今後も福島県浪江ひまわり荘の状況については、本会報等でお伝えする。

活動日誌



11月	11月6日(木) 第2回調査・研究・研修委員会(於:タイム24ビル)
	11月6日(木)～7日(金) 平成26年度救護施設福祉サービス研修会(於:タイム24ビル)
12月	12月3日(水) 第3回理事会(於:全社協)
1月	1月7日(水) 正副会長会議(於:全社協)
2月	2月13日(金) 第3回制度・予算対策委員会(於:全社協)
	2月19日(木) 第3回調査・研究・研修委員会(於:商工会館)
	2月20日(金) 第2回総務・財政・広報委員会(於:全社協)
3月	3月3日(火) 第4回理事会(於:全社協)

インフォメーション 平成27年度 全国救護施設協議会主催の研修会等の予定

平成27年度の全国救護施設協議会の総会・大会・研修会については、下記の予定となっています。

- 総会
日程:平成27年4月30日(木) 会場:東京都・全社協会議室
- 平成27年度救護施設経営者・施設長会議
日程:平成27年4月30日(木)～5月1日(金) 会場:東京都・全社協会議室
- 第39回全国救護施設研究協議大会
日程:平成27年10月8日(木)～9日(金) 会場:北海道・札幌パークホテル、他

インフォメーション プレゼンテーション研修会開催報告

近畿救護施設協議会 調査・研究・研修委員会 大塚 晋司
(全国救護施設協議会 総務・財政・広報委員会副委員長)

近畿救護施設協議会では、平成27年度より施行される「生活困窮者自立支援法」の各種事業が、基本的に公募型プロポーザル方式による入札となることを念頭に置き、経営者・施設長研修会を企画し、開催しました。内容は、プレゼンテーション能力を高めるため、「プレゼンの基本スキルを学ぶ」、「アガリ克服法を学ぶ」、「演習を通してプレゼン能力を向上させる」をテーマに、コンサルタントで日本プレゼンテーション協会認定プロ講師の大塚直義氏に講演・演習を終日実施していただきました。

近畿各地から47名の参加の下、特に演習に重点を置き参加者一人ひとりがプレゼンテーションを行い、「聞き手をひきつける」、「聞き手に聞いて良かったと思われる」、「説得あるプレゼンテーションで目的を達成する」ことがより良いプレゼンテーションであるということを知得できた研修会でした。本研修会で学んだプレゼンテーションスキルを活かし、全救協「行動指針」に明記されている各種事業への参画に向け積極的にアプローチしてまいります。